基準棚卸法と後入先出法

序

說

番 嘉 郞

として處理しなければならない。 けると何ら異らない。分離した價格變動損益を期間損益から排除するにば、これを資本修正勘定(貸借對照表勘定) て分離されるのである。しかし分離された價格變動損益が期間損益として扱われる限り、純利益は原價主義會計にお 調達原價(販賣時の、または期末の)で計算する。從つて賣上品の實際原價と再調達原價との差が價格變動損益とし の最も實行可能な方法は再調達原價法である。再調達原價法は、寶上高から差引く寶上原價を、 卸法とか、後入先出法とか、再調達原價法が考案されていることは周知の通りである。價格變動損益を分離するため 棚卸資産に關し、 價格水準の變化から生ずる價格損益を經營損益から分離ないし排除しようとする目的で、 實際原價でなく、再

をことごとく完全に排除することはできないが、期末棚卸資産の評價に一定の價格又は期首の價格を適用することに これに對して基準棚卸法や後入先出法は價格變動損益を多かれ少かれ自動的に排除する方法である。價格變動損益

基準棚卸法と後入先出法

五

									`							
繰	越	1,00	00ケ@	ケ@10回 1				拂	出	8,000	ケ		101	,000[1	
受	入	7,00	00ヶ(@13E	9	1,000		繰	越	1,000)ケ@	16圓	16	,000[I	
4	"	1,00	00ケ(⊕16[<u>[</u>	1										橋	
		9,00	00ケ		11	117,000回 9,0				9,000	9,000ケ 117,000口			1	大學研	
									l							研究年
							(又	は後入先出法)								
繰	越	1,000ヶ@10回 10					(拂	出	8,00	つケ		107	107,000圓		
受	入	8,00	00ケ			7,000		繰	越	1,00	0ケ@	100],000		商
		9,000 7				7,000	圓			9,000	ケ		117	[000,		學研
																究
						冉	調選	原價	失 ———							I
繰	越	1,00	00ケ(@10[.0,000		拂	出	8,00	0ケ			0,000		
受	:入	8,00	00ケ			7,000		繰	越	1,00	0ケ@	16圓	16	5,000[
價	價格變動損益 19,000圓														_	
		9,000ケ 136,000回								9,00	0ケ -		136	5,000[
								1					_			
假	が 排	法で	され	叉は	動利	8	なる。	卸	劍	华	ح	間損	資產	ようとし、	より、	
b	除	は	て	後入	益	圓		文	製品	先 入	の	益	損	غ		
に賣	され	先	てしまう結果と	入先	が經	とすれ	賫 上	卸法又は後	なら寳	先出	關係	に顯	失	Ļ	賢 上	
上	て	先入先	ょう	九出法	營	れ	原	入	質	法	がを	概現せ	(in	棚	原	
上高	い	先出	結	法	利	ば	價	先	上		を敷宮		(inventory loss)	卸	價	
を 一	るの	法	米レ	では	益と	先	を 再	出法	原價)	實際	字例	しめ	1to	資產	を再	
	で	に	な		し	入	調	に		原		な	rу	利	調	
五〇、〇〇〇圓、	あ	比	なる。	三,000圓	て	先	達	ょ	は	價	で示い	ر با مبد	los	益	達	
Q	る。	Ļ	し	Õ	計上	出法	原價	れ	$\overline{\circ}$	法の	せば	結果	Š	(i)	原價	
0		六、000	か	9	3	で	で	ば、		_	Ŀ	~を	とよ	(inventory	で	
		0	し	圓	れ	は	計	そ	00,	種	0	を齎っ	よ	nto	計	
		\sim	基準	の	7	_	算し	それ	Ŏ		如 く	すの	ばれ	υгу	算し	
ダベ		圓	棚	價格	ま		た	は		によ	で	で	る		た	_
7		だ	卸	燈	て計上されてしまうし、	九、〇〇〇	b	$\overline{\circ}$	側で	る	ある	あ	價	profit)	た金額	五二
現		け 價	法マ	動	L	Ŏ	の	ť	あ	٤	ఫ	る。	格戀	€	観に	_
すべて現金賣とし、		格	又は	利益	基	圓の	を 一	〇七、〇〇〇圓と	り、	拂			動	ŧ	近	
٤		變動	後 入	かが	準棚	便	=	0	基	加 出			損益	たは	づか	
		割利	先	計	卸	格	11100		進	原			を	棚	し	
仕		益	出	上	法	變	0	٤	棚	價			期	卸	め	

けである。 圓 再調達原價法は、 は賣上品 先入先出法 棚 卸 資 產 16,000 資 本 金 現 133,000回 金 利 益 の實際原價を再調 基準棚卸法と後入先出法 149,000圓 基準棚卸法(又は後入先出法) 價格水準が下降したときに生ずる價格變動損失をも經營損益から殆 10,000回 棚 釦 資 產 資 本 金 現 **�** 133,000頃 利 忿 、達原價に直した金額である。 143,000回 再調達原價法 棚 卸 資 產 16,000回 本 資 金 價格變動損益 現 133,000 回 金 (資本修正) 利 益 149,000回 棚卸 ○圓計上されているのとい 借方は全く等しい。 の 釦 ح が 法の貸借對照表を比較すると、 ○、○○○圓と假定されている)。 ڗؙٛ 利益 資 れ 再調達原價法の貸借對照表も先入先出法の貸借對照 基準棚卸法 產利益 は棚卸 資産利益は、 先入先出法の方が六、〇〇〇圓だけ利益が が排除されるわけである。 である。 資産の増加となづていることが判る。 (又は後入先出法) 非利益としてこの中に計上されているわ しかし貸方は、 基準棚卸法 ない んど完全に分離する力をも 棚卸 っ (又は後入先出法) と が の貸借對照表と先入 資産 資本修正が一九、〇〇 違う。 が

100,000頂

49,000回

149,000圓

100,000回

43,000圓

143,000回

100,000圓

19,000圓

30,000圓

149,000 圓

すれば上の如くである

(期首の貸借對照

表は

様に資本金

00、000圓に對し

棚卸資產一〇、〇〇〇圓

現 金·

九

六、〇〇〇圓ち

八先出

多

れ い

が が 棚

だとこ

表

入もすべて現金買とした場合の期末貸借對照表を比較表示

五三

一九、〇〇〇

る。 なる。 らこれを再調達原價の線まで切下げるには、低價主義の併用又はその他の評價減計上方式の併用を必要とするのであ 上になつてしまう。 た場合に、その潜在利益に相當するだけ、その後の價格變動損失を顯現せしめない分には差支えはないが、 産損失が手持棚卸 産利益とは逆の棚卸資産損失分(先入先出法を採るとこの損失は損益に顯現する) ているが、 !在利益が價格下降によつて一掃されてしまつた場合に、さらに價格下降があると、 である。 價格上昇期において基準棚卸法又は後入先出法を採用し、 しかし價格水準下降期にはじめて基準棚卸法又は後入先出法を採用したとすると、 基準棚卸法及び後入先出法はこの損失の一部を自動的に排除する力しか有しない。 「資産の價額を構成することになり、 かくして期末棚卸資産の評價額に棚卸資産損失が含まれる狀態になるときに、 資産評價が再調達原價以上になるという缺陷をあらわすことと 手持棚卸資産に價格變動利益を顯現せしめないで だけが經營損益から排除され得る 棚卸資産の評價が再調 この排除され すなわち前 資産評價の立場か 述 今までの た棚卸 達原價以 の)棚卸資 資

基準棚卸法と後入先出法はこのように相似た特徴を有し、 價格變動時の棚卸資産會計方式であるが、再調達原價法は殆んと完全に價格變動損益を分離するに對し、 再調達原價法とは著しく異つてい る。 兩者は再調

多分に原價主義會計の色彩をもつているのである。

他の二者はそうでなく、

價格變動時の棚卸資產會計方法として、

原價主義の枠にはまりながら價格變動に對處する會計方法を選びたいと云う考え方に基くものであろう。

再調達原價法を用いず、後入先出法や基準棚卸法を用いるのは、

なるべく

基準棚卸法は發生的に見て後入先出法の先驅をなす。 兩者は相似た性格をもつているが、仔細に見れば異る。

基準棚卸法はその目的達成上、しばしば原價主義の會計方式を離脱することがある。

本稿では、 第一に基準棚卸法を、 第二に後入先出法を取上げ、 やや詳細な研究をしてみることとする。

八一部 基準棚卸法

價法を併用することがある(後述のナショナル・レッド會社では超過量の評價に低價法を適用する)。 價する棚卸資産評價法である。この超過評價額が時價以上であれば、 は期末に最も近い購入原價すなわち最近購入原價、あるいは再調達原價など當期の現在的原價 (current cost) 超える棚卸量は期首超過量および當期受入量に對する原價の範圍內における先入先出原價または總平均原價、 基準棚卸法は正常在高法、 基準在高法とも云われるが、 期末棚卸量のうち、基準量は基準價格で評價し、 これを時價まで引下げるという意味において低 基準量を あるい で評

フィ ニー=ミラーによれば、基準價格は過去に經驗された最低原價を超えない價格でなければならない。 (Finney=

Miller: Principles of Accounting—Intermediate, p. 372)°

ことがある 時までに經驗された最低原價を用いることがあり、 リエロによれば、基準價格としては、基準棚卸法を採用したときにおける實際原價を用いることがあり、採用 (Mauriello: Intermediate Accounting, p. 364)° 採用時において將來にわたる最低原價と豫想される原價を用いる

來一、二囘引下げられた。 、メリカのナショナル・レッド會社 つまり今日採用している基準價格は一九一三年以來の經驗における最低價格 であ (製鉛會社)は一九一三年に基準棚卸法を採用したが、その時の基準價格は爾

基準棚卸法と後入先出法

五五五

ある。 において將來これ以下に下ることがないと考えられる價格を基準價格とする方が妥當である。(#) 價値の著變したわが國のごときにおいて過去に經驗した最低原價を基準價格として選ぶということは恐らく不適當で 現在の價格水準とは著しくかけ離れた價格を基準價格とすることになるからである。むしろ基準棚卸法採用時

往 ねゃらっ (Newlove=Smith=White: Intermediate Accounting, p. 93)。 ニウラヴ=スミス=ホワイトは、基準價格としては正常價格又は長期價格(normal or long-run price) をとるべきであ

をとるのが通常である (Nickerson: Cost Accounting, p. 43)。 される低い價格が基準價格として設定されるのである。この意味の基準價格としては過去において會社が經驗した最低の價格 ッカーソンによれば、基準價格は、ある一期間にわたり經驗された平均價格ではない、 將來においてそこまで下ると豫想

法採用後のある時の時價が、基準棚卸髙の決定された時の價格よりも低い場合を除き、 も低く評價されることになるのである (Neuner: Cost Accounting, 5 ed., p. 149)。 または最低棚卸高の、通例、低價格時に行われた見積額である。この基準棚卸高は實際上恒常的な棚卸量であつて、 ニウナーによれば、基準棚卸高は、企業がゴーイング・コンサーンとして營業する限り、常に手持しなければならない正常 基準棚卸高は必ず原價または時價より 基準棚卸

ける最低價格とし、または將來においてそこまで下がると考えられる見積最低價格(過去の最低價格よりやや低目の價格)と 理的にして保守的と考えられる價格を設定する努力をするのである(Reitell=Harris:Cost Accounting, pp. 201—2)。 ライテル=ハリスによれば、 のように基準價格としては、最低價格をとるのか、正常價格をとるのか、基準棚卸法採用時の實際原價をとるのかに關し、 基準價格は若干恣意的な價格であることは認めざるを得ない。しかし會社はそれぞれ、 ある會社では基準價格を基準量の取得原價そのものとする、他の會社では、 正當視され得る價格すなわち合 當該物品 の過去に

低價格 フイ 出現することあるべき最低價格を上廻ることのないような低價格でなければならないとの考え方も成立するのである。 引下げるならば、 時における基準量の實際原價または帳簿價格を基準價格として用いると、將來それよりも低い價格が出現するかも知れない。 準棚卸法にあつては、 という考え方も出る。しかしそれが過去における最低原價を超えているならば、 よいはずである。 の 保守主義を滿足させるためには、 が 相 連が 出現したときに、それより高い、もとの基準價格そのままで基準量を評價することは保守主義に反することになる。 が生じていることになるから、 ある。最低價格としても、 インヴェントリー・ロスを生ぜしめる結果となり、 したがつて、 基準量が常に一定の價格で評價されていれば、 便宣上、 低價格が出現した場合、基準價格を引下げなければならないこととなる。 基準量を過去の最低價格で評價すべきであるとの考え方も出る。 基準棚卸法採用時における基準量の實際原價または帳簿價格を基準價格として用い 將來に向つての最低價格か、 基準棚卸法の目的に反する。 その目的が達せられる。 過去における最低價格かについて明瞭を缺いて その超える金額だけインヴェントリー それはいかなる價格であつても したがつて基準價格 また基準棚 基準價 卸 は將來 る。 を

Ę 論になる。 將來の長期間にわたる豫想平均價格をとるかの問題が殘る。 つてもそのままにしておいて差支えはないと考えるわけであろう。正常價格をとるにしても、 原價で評價さるべきであるとの考え方にたつものである。その評價額が一時的にはカーレントな原價を上廻るということがあ き で 常價格または長期平均價格を基準價格として用いることを主張する者は、 ある 者をとれば、 タート か否か しかしながら、 は問題であ させるには、 インヴェントリー・プロフイットをカットしないで、 基準棚卸法採用時以前のインヴェントリー る。 過去の最低價格をとる考え方と同様に、 基準棚卸法は、 それが採用された後においてインヴェントリー 將來に向つての豫想平均價格が過去の長期平均價格より高い ・プロフイットまでカットして基準棚卸法を出發せしむ 過去の正常價格を基準價格として用いるべきだとの結 基準棚卸法をスタートさせることになる。 基準量は極めて長期的な觀點から見た平均實際 過去の長期平均價格をとるか、 • プ п フイット およびインヴ これをカ 揚合

棚卸法と後入先出法

ットは不問に付してよいのではないかと思われる。

ントリー ・ロスを生ぜしめないことに狙いがあるのだから、 これを採用する以前に生じているインヴェントリ ì ァ フ

二六二五ドルに下がつたので、 低價格であつた。 基準量に對しては、 に引下げた (Nickerson: op. cit., p. 60, p. 63)。 基準棚卸法採用年度の最低價格たるポンド當り○・二七五ドルの基準價格を適用していたが、一九三○年末には錫の市價が○・ . メリカのナショ 一九三二年には鉛の市價が下落したので、基準價格を○・○三ドルに引下げた。また錫の基準量に對して は 一九一三年から一九三一年までポンド當り○・○三四ドルの基準價格を適用した。これは一九一三年の最 ナル・レッド會社は一九一三年以來基準棚卸法を採用しているが、原料鉛、 一九三○年の基準價格を○・二五ドルに引下げ、また一九三一年にはこれをさらに○・二一ドル 仕掛品中の鉛、 製品中の鉛

園における總平均原價が不足量に對して適用されることとなる。 上最近購入原價で評價することになるわけである。總平均原價を採用する場合にも、 不足量を先入先出原價で評價するということは不可能である。 當期の現在的原價で評價し、これを基準棚卸額から控除したものを期末棚卸額とする。 期末棚卸量が基準量を割つた場合には、不足量を同じく先入先出原價、總平均原價、 超過分を先入先出原價で評價する場合、不足量は事實 期首超過量と當期の受入量の範 最近購入原價、 基準量を割つた場合に 再調達原價等 いて

て基準量とする、それは平均手持量ではないと説明しているが (upperlimit)は代表的と考えられる敷年間につき(異常な景氣的變動の生じた年を除外して)計算した、手持量の (op. cit., ġ 372) ニッカーソンは、 基準 量 の上限

基準量の決定について、フィニー=ミラーは正常な營業 (正常な生産および販賣)を行うに必要な最低手持量をもつ

少ない點(季節的低點)の平均でなければならない(Paton ed.: Accountants' Handbook, 3 ed., p. 去にあらわれた最低手持量水準をもつて、基準量と超過量との線を引くことが、實際問題としては通例である (And-し、またアンダーソンは、一時的な極端な事情のために手持量が異常に低くなつた場合を考慮外において、大體、過 571) と説明

erson: Practical Controllership, p. 361) しちる。 基準量は、最低手持量といつても、常にそれを割ることの絕對にない最低の手持量ではないことが判る。(注)

ナショナル・レッド會社では鉛、錫、銅、アンチモニー等の金屬の基準量を次の合計量として定めた。

通常、工場への輸送途上にある原料金屬數量

仕掛中の金屬數量 (白鉛の場合、仕掛期間は敷ケ月に上る)

運搬上の障害等に基く原料待を防ぐため、工場において手持するを要する原料金屬の數量

具體的には、鉛の基準量は一九一三―一九二三年には八〇、〇〇〇トン (short tons)、一九二四―一九二九年には九六、〇〇 四、迅速な現品引渡を行うために、工場および製品倉庫にストックするを要する製品の敷量

〇トン、一九三〇—一九三一年には九四、一三三トン、一九三二—一九四八年には四九、六八七·五トンとされた(Nickerson:

年末において二五九トン、亞麻仁油のそれは一九四二年末二、三七五トン、一九四三年末三、一二五トン、亞麻仁のそれは一九 op. cit., p. 56, p. 60)。錫の基準量は一九四二年末及び一九四三年末において一、一二四・五トン、アンチモニーの基準量は兩

四三年末五、六〇〇トンであつた(Reitell=Harris: op. cit., p. 200)。これら基準量の合計は全手持量の大體八〇%に相當す

ねゃらわれゅ (Nickerson: op. cit., p. 56, Reitell-Harris: op. cit., p. 200)。 ンデイコット・ジョンソン會社(Endicott Johnson Corporation)の例によると、基準量決定の要素は次の如くである

基準棚卸法と後入先出法

カカロ

(Reitell=Harris: op. cit., p. 201)°

- (イ) 得意先から注文を受けた後、材料を入手するに要する時間
- (ロ) 輸送中の材料の數量
- (ハ) 不測の遲延に對する餘裕
- (ニ) 製品の迅速な引渡を行うに要する製品ストック數量
- (ホ) 工場の正常生産能力
- (() 正常販賣量

會社の會計係、會社のトップの職能別責任者、工場責任者が参加する。そして會社の過去および現在の經驗ならびに將來に關 基準量を定めるためには會議を行う。これには、外部のコンサルタント(公認會計士又はマネジメント・エンジニアー)、

するデータおよび見積が基準量決定のために考慮審議される。

(イ) 通常、ナメシ工場への輸送途上にある皮革螱同社は製靴會社であるが、原料皮革および仕掛皮革の基準量は、

- (ロ) ナメシ工場の作業が一時的に中止されることを考慮し、
- 仕掛中の皮革(加工期間が長いため多量に上る)

同工場において手持するを要する皮革量

を算定することによつて決定されている。皮革の加工期間は長い。上皮のナメシ加工には大體六週間、底皮のナメシ加工には 得意先への迅速な引渡を行うため手持するを要する製品(仕上り靴) の數量

大體一○週間を要するのが普通である。每週、上皮を三○′○○○(單位當り四○ポンド)、底皮を一八′○○○(單 位當 り五

〇ポンド)加工するものとすると、仕掛中の上皮は 30,000×40ポソド×6=7,200,000ポソド となり、仕掛中の底皮は 18,000

tell=Harris: op. cit., pp. 203-4)° 相當する原料皮革を手持しなければならない。この分が、上皮で 30,000×40ポヒド×4=4,800,000ポヒド、底皮で 18,000×50 ×50≒ヾヾ×10=9,000,000≒ヾヾ となる。會社が原料皮革を入手するに要する期間を四週間とすれば、その期間の消費 量に このようにして基準量は、合計二四、六〇〇、〇〇〇ポンドと決定されるのである (Rei

基準價格の變更を要するに至る有力な動因としては、製品に用いる材料種類が變化したような場合(從來使つていた 配慮にもとずく措置である。損益計算のみの立場からすれば、かかる場合に基準價格を變更する必要は認められない。 て、その最低價格まで、またはそれを若干下廻る價格まで引下げられる。これは基準量の評價を保守的に行おうとの 「材料が゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ 材料にかえられたような場合)が擧げられる。かかる場合には、その材料の基準價格を變更することは當 基準價格は、基準棚卸法採用後において、實際仕入原價が基準價格を下廻ることがあつた場合には、 基準棚卸量は、 企業の生産能力の變化、製品加工期間その他基本的條件の變化がない限り、固定化される。(注) その期にお

卸資産の正常的手持量との永久的增加の明確な證據が存在する場合にはじめて行われるのが普通である。事情により、 ・レッド會社が鉛の基準量を變更したこと(減少したこと)については前の注で述べた。 |の一品目の基準量が減少される一方、 他の品目の基準量が增加されることもある (Anderson: op. cit., p. 361)。ナショナ 棚卸資

企業が著しい永久的擴大又は縮少を示す場合には、

基準量を變更する必要がある。しかし、基準量の增加は、

販賣量と棚

一六二

基準量喰込の囘復

準額から差引いたものを棚卸額とする。すなわち基準量を割つた年度の期末棚卸評價額は、 の合計を棚卸額とし、また依然として基準量に達しない場合には、不足分をカーレント・コストで評價した金額を基 の基準量と比較して、基準量までは基準價格で評價し、超過分は前述したようなカーレント・コストで評價し、 或る年度に、期末の棚卸量が基準量以下となつたとしても、次年度に期末棚卸量が増加すれば、その棚卸量を最初 例えば 兩者

基準量×基準價格−不足量×再調達原價(その他)=規末棚卸額

 $10,000 \text{kg} \times 10$ 图 $-2,000 \text{kg} \times 20$ 图 =60,000 图

となるが、次年度の棚卸量が一一、〇〇〇キログラムとなれば、その評價額は

 $10,000 \text{kg} \times 10 \boxed{\square} + 1,000 \text{kg} \times 22 \boxed{\square} = 122,000 \boxed{\square}$

のように計算され(但し二二圓は次年度末のカーレント・コストとする)、またこの年度の棚卸量が九、〇〇〇キログ ラムであつたとすれば、その評價額は次のように計算されるのである。

 $10,000 \text{kg} \times 10 \text{ 回} - 1,000 \text{kg} \times 22 \text{ 图} = 78,0000 \text{ 回}$

つまり基準量を喰込んでも、將來囘復されれば囘復分は基準價格で評價されることになるわけである。

拂出額の計算

基準棚卸法を採用する場合において、拂出額を如何に計算するかといえば、定期的に拂出額を一括計算する方法を

を差引いてこれを計算する。拂出の繼續記錄を行う場合には、拂出に予定原價を用いることもでき、先入先出原價、 とる場合には基準棚卸法による期首繰越額に實際原價での當期受入額を加え、これから基準棚卸法による期末棚卸額

分から先に拂出し、逐次、當期の新規受入分が拂出されるものとして、これを計算すべきである。移動平均原價の揚 移動平均原價、最近購入原價、再調達原價を用いることもできる。この場合、 合にも、基準量を除外した移動平均原價を用いなければならない。 先入先出原價は、期首の基準量超過部

出を含む)との差は拂出原價差額とすることになる。年度末に至つても喰込狀態を脱しないときは、 計算した先入先出原價による拂出額と繼續記錄による拂出額の合計(途中で最近購入原價又は再調達原價で行つた拂 合には、喰込分の拂出に先入先出原價は適用し得ないから最近購入原價か再調達原價で拂出す外はない。 一會計年度の途中で起つたが、一會計年度を通じての計算では喰込みが生じなかつたという場合には、年度末に一括 先入先出法で繼續記錄を行えば必然的に基準量超過分も先入先出法で評價されることとなる。基準量を喰込んだ場 次のような計算 喰込現象が

(再調達原價による)=期末棚卸額

の超過量は先入先出原價又は總平均原價或いは最終購入原價又は再調達原價で評價し、不足量の生じた場合にはこれ 前式の②と③は等しく、⑷は喰込量を再調達原價で計算した額である。予定原價で繼續拂出を行う場合には、

基準棚卸法と後入先出法を總平均原價或いは最終購入原價又は再調達原價で評價する。そして

橋大學研究年報 商學研究

一六四

基準額+期首超過額+受入原價-予定原價拂出額-(基準額±期末超過額又は期末不足額)

=拂出原價差額

額との差は拂出原價差額として處理するのである。 の算式で拂出原價差額を算定する。つまり、 繼續記錄による拂出額と、 前述の期末棚卸額差引法により計算した拂出

不足額の記帳は、材料であれば、

材料費×××

(黄力)

となり、製品であれば、

賈上原價×××

(借方)

(食力) 製品×××

勘定なりの殘高がマイナスになるようなこともあり得るわけである。 基準量の評價額が極めて少額であり、喰込量が大きいと、不足額の貸方記入によつて、材料勘定なり、

製品

その他の原價法による原價で評價するのであると說明しているが(Mauriello: op. cit, p. 364; Moyer=Mautz: を要する。 拂出の繼續記錄に後入先出法を用い得るか否か、從つて超過量を後入先出原價で評價し得るか否かについては一考 æ ーリエロやモイヤー=マウツは、基準量を超える部分については、これを後入先出原價、先入先出原價

Functional Accounting, p. 150)、超過分を後入先出原價で評價することを認めることはどうであろうか。

價すなわち基準量を補充し、 xon ed.: Accountants' Handbook, p. されるのであるが、 髙の決定の仕方において後入先出法と異なる。 基準棚卸法は せられる場合に、 を配偶せしめるための工夫である。 基準棚卸法は最低手持量を固定資産の如くに考え、 カー 收益に對しカーレ 後入先出法のもとでは、 レ ントなコストをカーレントな收益に對應せしめる點で後入先出法に類似しているが、 維持するためのコストを收益に負擔せしめ、 12・37)という資産評價上の特色に鑑みても、 ント 基準量を超過した部分を後入先出原價で評價するならば、 なコストを配偶するという趣旨に反する結果がもたらされるの 通常、 基準棚卸法にあつては超過量叉は不足量がカーレントなコスト 期末棚卸高にカーレントなコストが反映されないの その評價額は損益計算に關係せしめず、 以てカーレ 超過量の後入先出評價および超過 ントな收益にカー それ以外の仕入品 超過分が收益に見合 である」(Wi-レ ン で ŀ 期末棚卸 ・で評價 あ なコ る。 の原 ス

仕掛品及び製品への適用

量の後入先出による拂出は不合理だということになる。

價としての基準價格 料の基準價格を適用する方式と、 び製品中に含まれる材料のみを考え、 基準棚卸法は、 材料のほか仕掛品および製品にも適用され得る。 (材料の基準價格と加工費の基準價格の合計)を適用する方式とが考え得られるのである。 材料の基準量には材料の基準價格を、 未消費手持材料の基準量、 仕掛材料の基準量および製品中の材料の基準 仕掛品および製品に適用する場合に、 そして仕掛品および製品の基準量には製品 仕掛品 量 に材 お ょ 原

				受	<u>入</u>			<u>拼</u>	<u> </u>	<u>u</u>		_ 殘_ 福	<u> </u>	
基準	性在 语	ī								•	2,500	@30	烟 75,000	
超過	過在 高	î		ret	1	CERT.					1,500	@48	72,000	
仕	入	. 1	,000	@53	53	圓 000,					1,000	@ 53	53,000	146
拂	迚	t					1,500		48	72,000	(2,500	@30	75,000	橋大
100	щ	1					1,500		40	72,000	' (_{1,000}	@53	53,000	大學研究年報
	7						500	െ	53	26,500	₅ 2,500	@30	75,000	究
							000	, @	-	20,000	₹ 500	@53	26,500	年数
											2,500	@30	75,000	
仕	አ	. 1	,500	@54	81	,000					500	@53	26,500	商學研
								_			(1,500	@54	81,000	研
拂	丑	ļ					{ 500	_		26,500	,	@30	75,000	Ħ
							1500	@	54	27,000		@54	54,000	I
ш.	-		000	000	40	000					(2,500	@30	75,000	
仕	入		800	@60	48,	,000					1.000	@54	54,000	
											(800	@60	48,000	
+115	ı.lı						600	_		40.400	2,500	@30	75,000	
拂	出						600	@	54	32,400	1	@54	21,600	
											(800	@ 60	48,000	
											(25,00	@30	75,000	
仕	入	. 1	,000	@54	54	,000					400	@ 54	21,600	
											800	@60	48.000	
											(1,000	@54	54,000	
拂	出						(400	@.	54	21,600	2,500	@30	75,000	
אפנ	щ					•	1400	@0	60	24,000	1,000	@60	24,000	
											,2,500	@54 @30	54,000 75,000	
											400	@50 @60	24,000	
仕	入	1,	200	@51	61,	200					1,000	@54	54,000	
											1,200	@51	61,200	
											(2,500	@30	75,000	
拂	出						{ ⁴⁰⁰	@6		2 4,000	500	@54	27,000	
							1500	@	54	27,000	1,200	@51	61,200	六
の	73	_	囘	Φ.	t.	∔EI	27		_	trot		_		六
拂	あ		目	の最	上揭	場合	込 む	基	の 加	例 を	棚 る卸 場	先 出 :	計 第二	
出	つた場合	四〇	の	最後	の	•	に	基準	如 く	示	法合	原	出例	
およ	た 場	ŏ	拂出	から	計質	例	至っ	量を	であ	せば	の の計 基	價	を	
Š	合	個	が	<u>5</u>	算例	えば	た	を喰	ある。	上	計基算準	によ	を 先 入	
						•			٥		•	·		

				受	λ_			_	拂	生_			1	5	
							- 1		@541						
址	拂出	<u>;</u>					/	800 @60 48,000							
準							1,0		@54			2,500			
棚卸							(2	00	@54	10,8		△200 2,500	@5 @3	20	
法上	仕入	. 1,	200⊐	@51	国 61,	200国				Δ(1,000	@5	50 51	
後												2,500	@3		
へ 先												100	<u>@</u> 5		
基準棚卸法と後入先出法	前者を差引いた金額が材料期末評價額となる。	仕入原價または年度末仕入時價を乘じた金額と基準在高との代數和すなわち後者から	基準量からの拂出が行われたまま會計年度末となつたとすれば、	の方が次囘の仕入に際して生ずる材料費差額を僅少ならしめるからである。	原價と異なる場合には、むしろ、仕入時價をもつ	基準量からの拂出二○○個分の拂出時における	(貸方) 材料費差額 600	(借方) 材料 600	(貸方) 材料 10,800	(借方) 材料價格引當金 10,800	=600回を材料費または材料費差額に貸記するのである。	記すると共に、基準量からの拂出二○○個分に對する單價差	上する。次の仕入の記錄に際しては、この一〇、八〇〇圓を材料に貸記	担出一○ 7○○偃に本米耋(借プ)に言上すると まに本米俚格弓當会(賞プ)に言	
一六七		準在高との代數和すなわち後者から	なつたとすれば、この喰込量に最終	少ならしめるからである。	仕入時價をもつて拂出額を計算するほうがよい。そ	る仕入時價(再調達原價)が最近購入					こある。	到する單價差 200億×(54圓-51圓)	⟨○○圓を材料に貸記し、引當金に借	とまに本米價格弓當金(貨力)に言	

殘

75,000函

△10,800

75,000 51,000

75,000

5,100

拂出一〇、八〇〇圓は材料費(借方)に計上すると共に材料價格引當金(貸方)に計

四圓で拂出欄に記錄し、殘高欄にはこれをマイナスとして記錄したものである。

この

その後の記錄は上のようになる。これは基準量超過の拂出二○○個を最近購入單價五

前例で最後の仕入および拂出がないものとし、二〇〇個喰込んだまま決算になつたとすれば、基準棚卸高七五、〇〇

○圓から、喰込量を最終購入原價で計算した一〇、八○○圓を差引いた六四、二○○圓が年度末棚卸高となる。

喰込量を再調達原價で計算する方針をとれば、喰込の二○○個は喰込時の再調達原價(假に五一圓とする)で計算

され、前例の拂出は、

400= @54E 21,600E 800 @60 48,000 1,000 @54 54,000 200 @51 10,200

となり、殘高は、

 2,500=
 @30回
 75,000回

 △200
 @51
 △10,200

となる。その後、仕入、拂出がなく、そのまま年度末となり、年度末の再調達原價がさらにさがつて五○圓であると

すれば、年度末棚卸高は

 2,500=
 @30回
 75,000回

 本200
 @50
 本10,000

 計
 65,000回

る。このために、拂出欄には次の記入(次頁)を行う。 となる。この時には、前の帳簿上の棚卸高六四、八○○圓(75,000國-10,200國)を二○○圓增額するを要するのであ

@54**2**1,600**2** 400 = @60 48,000 54,000 75,000回 1,000 @54 2,500= @30圓 200 @51 10,200 △200 @51 △10,200 △200 2,500= 75,000 @30国 △200 @50 △10,000

材料價格引當金 200

この二○○圓は次の記帳により、

材料費差額とするのである。

貸方) 材料費差額

200

喰込額 の 修

正を行う。このときに注意を要するには、 量に乗じた金額 に赤記または黑記すべきことである(今期の材料費または材料費差額ではないから)。 仕入記錄上の最近購入原價を拂出單價とする基準棚卸法を示せば次頁のごとくである。 喰込が生じたまま決算となつた場合には、

(前期の材料費差額)は拂出欄に赤記または黑記すべきではなく、受入欄 喰込量の評價單價と補充單價との差を喰込補塡 次年度に仕入が行われたときに、

ければならない。 計年度末には殘高を、 價より著しく低い單價となつている。これは拂出を最近購入原價によつたためである。會 ○○○圓とすると、あとの四○○個は一四、八○○圓で一個當り三七圓になつている。時 修正額は材料費差額である。 基準量は基準單價、 超過量は最近購入原價という線にまで修正しな

この例で月末殘高は二、九○○個、八九、八○○圓である。

基準在高二、五〇〇個を七五、

引當金法

決算修正

出

拂

基準棚卸法と後入先出法

基準棚卸法の一 種として引當金法 (reserve method) というのがある。 基準棚卸法採用

一六九

				受	入			_拂	出	_			殘		
基注	单在高	;									2,5	500 <i>=</i>	@30	1 75,0	000國
超油	過在高	;				•						500	@48	72,0	
仕	入		000=	@53I	33,000							000	@53	53,0	000
拂	出					1				79,500	圓 3.5	500		120,5	500
拂	出						500	@5	3	26,500		000		94,0	
仕	入		500	@54	81,000						4,5			175,0	
拂	出		200	0.00	40.000		,000	@5	4	54,000		500		121,0	
仕	入 		300	@60	48,000)			_			800		1 69,0	
拂	出		200	054	54.00 0		600	@6	0 ;	36,000		00		133,0	
仕拂	入 出		000	@54	54,000		000	0.5		27 000	4,7			187,0	
						1	,800	@5	4 9	97,200	2,9	00		89,8	:00
基準量を除外して、超過量および當期仕入分の範圍內で先入先出計算を行う	別途に扱う必要はない。たとえば拂出の計算に先入先出法を適用する場合に、	表面上は原價のままでおくのである。從つて拂出額の計算において基準量を	かくして基準量の評價は間接的に基準價格に引下げられるわけであるが、	ことえて、・・フ言う - 6 牛食メ	らこ次に述べるような計算上の専数が出てくる。直接切下げをしない點が引當金法の特徴である。引當金を設けることによつてさ	(貸方) 棚卸資樹 5,000,000	(借力) 利益剩餘金 5,000,000	評價を直接切下げるのである。	(注) 引當金法を採らない基準棚卸法では、この場合、剩餘金に課して棚卸資産の	(貸力) 基準棚卸引當金 5,000,000	(借方) 利益剩余金 5,000,000	○、○○○圓の引當金を利益剰餘金に課して設定するのである。	○、○○○圓とし、その取得原價を三○、○○○、○○○圓とすれば、五○○	いて評價引當金を設定するのである。たとえば、基準量評價額を二五、〇〇	時において、基準價格による基準量評價額と基準量の取得原價との開きにつ

1七〇

という必要はない。期首棚卸高をことごとく先入先出計算に含めてよいのである。

「三三、○○○、○○○圓であるとする。その基準價格による評價額は前述の例によると二五、○○○、○○○圓であるか 出原價その他の原價額によつて行われた利益計算をこれだけ修正する意味である。 ある。從つて引當金を三、○○○、○○○圓增加するのである。この場合、借方は損益または寶上原價とする。先入先 ら、八、○○○、○○○圓だけ評價が高いことになる。期末における引當金所要額は八、○○○、○○○圓というわけで れる。そこで基準量の期末原價が基準價格による評價額をいくら超過しているかを見る。かりに基準量の期末原價が このようにして先入先出法その他の方法で拂出を計算すると、期末棚卸高は先入先出原價その他の原價額であらわ

(借方) 質上原價(または損益) 3,000,000

(貸方) 基準棚卸引當金 3,000,000

表上四○、○○○、○○○圓と表現され、引當金八、○○○、○○○圓は控除形式か、または一種の負債として表示され 基準量を超える棚卸量の期末原價(先入先出原價その他)が七、○○○、○○○圓とすれば、期末棚卸高は貸借對照

價に貸記する。價格下落期において先入先出法その他で寶上原價を計算したために賣上原價が過大になつているのを ○○圓であるから、引當金を一、○○○、○○○圓減額する。この一、○○○、○○○圓はその年度の損益または賣上原 次の年度に、基準量の期末原價が下がつてたとえば三二、○○○、○○○圓となれば、所要の引當金は七、○○○、○

基準棚卸法と後入先出法

修正する意味である。

七二

(借方) 基準棚卸引當金 1,000,000

(貸方) 賈上原價(または損益) 1,000,000

當金四、○○○、○○○圓を取崩して、これを寶上原價または損益に貸記するのである。引當金の增額および取崩の記 ○○○、○○○圓にするのである。この增額は利益剩餘金に課して行う。すると年度末における基準量の期末原價は すると、引當金を一、○○○、○○○圓增額しなければならない。すなわち年度初の引當金三、○○○、○○○圓を四 二四、○○○、○○○圓であり、基準價額も二四、○○○、○○○圓であるから、引當金所要額はゼロとなる。從つて引 うな場合には、基準價格による評價額をこの金額またはそれ以下に下げる。かりに二四、○○○、○○○圓に下げると つき、基準價格による評價額を二五、○○○、○○○圓としていたのを、期末原價が二四、○○○、○○○圓となつたよ つた場合には、年度初の基準價格を適當に引下げる。たとえば年度初に取得原價で二八、○○○、○○○圓の基準量に 原價に四、〇〇〇、〇〇〇圓を貸記して年度利益の修正を行うのである。基準量の期末原價が最初の基準價格以下にな 三、○○○、○○○圓であるから、引當金七、○○○、○○○圓を四、○○○、○○○圓減額すると共に、損益または賣上 さらに第三年度に、基準量の期末原價が一そう下つて二八、○○○、○○○圓ということになれば、

(借方) 利益剩餘金 1,000,000

帳は次の通りである。

(貸方) 基準棚卸引當金 1,000,000

(借方) 基準棚卸引當金 4,000,000

			_ <u>5</u>	當金法の	場合_	通常の	基準棚卸	法の場合_
	基準	量	10,000=	@20🖽	200,000圓	10,000=	@150	150,000 🖪
	過超	量	2,000	@21\$	42,000	2,000	@21🗉	42,000
基準	當期任	t入	80,000	@25₪	2,000,000	80,000	@25🗉	2.000,000
棚	計		92,000=		2,242,000固	92,000=		2,192,000
卸法、	拂	出	10,000=	@20🏻	200,000圓	2,000=	@21🛮	42,000₪
と後入	//		2,000	@21🗉	42,000	80,000	@25圓	2,000,000
入	"		72,000	@25🛮	1,800,000	2,000	@27 回	54,000
先出法	計		84,000=		2,042,000固	84,000 =		2,096.000回
法	期末机	朋卸	8,000	@2511	200,000	8,000		$ \left\{ \begin{array}{l} 150,000 \\ \triangle 54,000 \end{array} \right. $
	計	•	92,000=		2,242,000圓	92,000=		2,192,000₪
	基準量	量の基準			150,000周			
	期首	引當金			50,000圓			
	期末	引當金			104,000圓			
	寶上原	原價(3	ては損益)・	〜借記額	54,000圓			
	出	末 〇	0 る	棚入		原末	う・喰	E

、價額または再調達原價額を加えた金額と基準量の基準價格|棚卸高(先入先出原價その他による)に喰込量の最近購入ような問題は起らない。喰込んだままで決算となれば、期|込拂出が生じたときにこれに最近購入原價を適用するとい

便利である。拂出を先入先出法で計算する場合において、引當金法によれば、基準量を喰込んだ拂出が行われた場合

(貸方) 賣上原價(または損益) 4,000,000

上例によると、喰込量は二、○○○個である。その最終購

よる評價額との差を所要引當金とすればよいのである。

三、○○○個の最近購入原價額五四、○○○圓を差引いた金小棚卸高は、基準量の基準價額一五○、○○回から喰込拂>○○圓である。引當金法によらない基準棚卸法の場合の期>○□である。引當金法によらない基準棚卸法の場合の期。基準價額は一五○、○○圓であるから所要引當金は一次。基準價額は一五○、○○圓である。引當金法によらない基準棚卸法の場合の期であり、直であり、関末、原價を二七圓とすれば、合計五四、○○圓であり、期末、原價を二七圓とすれば、合計五四、○○圓を差引いた金

一七三

記すると二、〇九六、〇〇〇圓となり、 額九六、○○○圓であるが、 また引當金法によらない場合の拂出額は二、○九六、○○○圓であり 引當金法による場合の拂出額は二、○四二、○○○圓であるが、 これは引當金法による期末棚卸高二○○、○○○圓と期末引當金一○四、○○○圓 兩者の計算結果は等しくなるのである。 引當金の增加額五四、○○○圓を拂出額に借 (喰込拂出二、○○○個を最近 購 の 入 原 差 價 に

喰込が生じた年度の翌期の計算が次の如くであつたとする。

8,000= @25團 200,000面 56,000 @280 @30围 2,700,000 期末棚卸量一五、○○○個のうち一〇、○○○個は基準量であり、その期末原價は 100,000= 2,956,000圓 8,000= @250 200,000圓 @28II 56,000 @300 2,250,000 85,000= 2,506,000園 450,000 @300 100,000= 2,956,000圓 そこには計算上の誤差が含まれているわけである。 二、○○○個は實際に單價二八圓で仕入れられたのに對し、 損益または賣上原價に借記することになる。 ○○圓となる。 ○○○圓であるから、 を最終購入原價の二七圓で計算して所要引當金を一○四、○○○圓としたので、 期首引當金は一○四、○○○圓であつたから差引四六、○○○圓 基準價額一五○、○○○圓に比し、 精密にいうと、 所要引當金は一五○、○ 個當り三〇圓で三〇〇、 前期末においてはこ 期首における喰込量

前期賣上原價修正として引當金を增額すべきである。 $2,000 = \times (28 \boxed{0} - 27 \boxed{0}) = 2,000 \boxed{0}$

そこで、

だけ、

基準棚卸引當金

2,000

前期損益修正

(質上原價修正)

期首棚卸

當期仕入

"

計

#

期末棚卸

計

出

拂

2,000

90,000

2,000

75,000

15,000

上原價又は損益に借記すべきなのである。 すると引當金は一○六、○○○圓となる。これと期末所要引當金一五○、○○○圓との差四四、○○○圓を當期の 寶

基準棚卸法への批判

基準量及び基準價格の決定が著しく主觀的に流れることにあると考えられる。 Corporation, Endicott Johnson Corporation, Bridgeport Brass Company, Nationl Sugar Refining Company などが實際に用いている由であるが、稅法はこの方法を認めない。わが國の稅法も然りである。その主たる理由は, 基準棚卸法は、 アメリカやは、National Lead Company, Corn Products Refining Company, phelps Dodge

營者の自由に委ねることはできない。また基準棚卸法採用時における棚卸高の切下げ額およびその後における基準量 者間の公平を期することはむずかしい。基準棚卸高の最初の決定およびその後における修正は課稅所得に重大な影響 基準量および基準價格の決定は、經營者の愼重なる判斷によつてなされるものであり、嚴格なルールにしばられるも および基準價格の變更に伴う修正額は、 を與えるものであるから、もしも基準棚卸法を税法上認めるとすれば、基準量および基準價格に關する意思決定を經 および基準價格に關する意思決定は必然的に恣意的な性格をもつものであり、基準棚卸法を課稅目的に用いて各納稅 のでない。この彈力性は、しかし、課税目的上、稅負擔の公平性を維持することを困難ならしめるのである。 ッターズは、次のように述べている (Butters; Effects of Taxation-Invntory Accounting and Policies, pp. 247—8)。 税務計算上は、これを損益として處理することにしなければならない(企業

7

ある。 トな收益にカーレントな原價を對應させるという基準棚卸法の效果は收められないのである。 出法に求めることができるのである。とに角、基準棚卸高がその時の営業規模に合致するものでない限り、 準價格の變更を許す方法が存在することを必要とする。 問題は囘避され得るものではない。實際問題として、基準量および基準價格の變更を必要とする場合が生ずるからで 結果となつたりする。 の會計ではこれを剩餘金に加減するが)。そうでないと、利益が全く課稅されない結果となつたり、二重に課稅される 基準棚卸法を稅法上採用可能にするには、課稅所得の恣意的な操作をなさしめないようにして基準量および基 一たん定められた基準棚卸高はこれを永久に變更せしめないということによつて、 そのような方法としてはこれを基準棚卸法に酷似する後入先 課稅上の難 カーレン

表上の利益を計算するにはたしかにメリットをもつものであるが、課稅所得の計算にとつては、 基準量が一時的に喰込まれた場合に、喰込分を時價で評價して費用に計上するという手續は、 この手續は、喰込に 株主に對する財務諸

よつて實現した損益を永久に課稅所得から除外するという難點を含むのである。 以上、バッターズの述べる如く、基準棚卸法は課稅所得計算上缺點をもつものである。

税法が認めないということが主因をなすであろうが、この方法を採用する會社はアメリカにおいても少ないし、

ゎ

が國でもこの方法をとる會社のあることを聞かない。

英國では稅務上基準棚卸法の採用がある制限のもとにおいて許されているという (Fiske=Beckett ed.: Industrial

Accountant's Handbook, p. 515)。しかし英國のチャータード會計士協會の「會計原則に關するリコメンデーショ

ン」によれば、英國でも基準棚卸法および後入先出法は、いずれも限られた適用しか見ないという。

ずれも採用できないことになつており、むしろ基準棚卸法(ドイツでは一七九頁以下に述べる通り恒常在高法という) イツの一九五一年所得稅基準(Einkommensteuer-Richtlinien 1951)によれば、先入先出法も後入先出法もい

がある程度容認されたのである。

イトン=ペイトンは、基準棚卸法に反對して、次のように述べている。

るが如き短期的資産と長期的資産との區別を排することは妥當でない。

では棚卸資産はゼロにすることは出來ないが、それだからといつて棚卸資産の一部を固定資産とし、

通常行われてい

コンサー

⑴基準棚卸量を固定資産の如くに考えることは甚だしく有効なことであるとはいえない。ゴーイング・

錄することが少なくとも良き會計手續の最低所要條件である。 の場合にも、 ②基準棚卸量を固定的價格で評價する經理方法は、固定資産に當てはめてみても良い經理方法ではない。 取替えられた新設備の取得原價 ――取替えられた舊設備の取得原價でなく―― を固定資産原價として記 固定資產

損益から分離することが基準棚卸法によつて實行されうるか否かは疑わしい。經營活動の諸側面は とするものであるが、 ⑶基準棚卸法は期間損益から價格變動の影響をなるべく除去し、 理論的には兎も角として、實際問題として、經營損益を價格變動その他經濟條件の變化に基く 期間損益を經營損益の表現たらしめることを眼目 ――外部的要素の

爲的にならざるを得ない。 影響をも含めて――著しく結ぼれ合つているものであつて、外部的耍素の損益に對する影響を分離しようとしても作 事業のやむを得ない特徴であつて、投機は狹義の生産と不可分に結ぼれ合つているのである。 製煉業者は基準棚卸法を用いるけれどもかかる業種においてその原料が投機の對象物とな 價格變動に

基準棚卸法と後入先出法

よる損益を分離しようとすることには無理が伴うのである。

のである (Paton=Paton: Asset Accounting, pp. 73-74)。 (4)基準棚卸量を基準價格で評價することは、 棚卸資産を、 長期間にわたり、實際原價よりも低評價する結果となる

棚卸資産の經常貯藏分に價格變動が生ずると、期間利益に攪亂的な影響を興えるものであることを知るならば、 は、 損益を明確にするためには、 營者であるといわねばならない。 ると見るべきか。 まれていると見るべきか。 の損失を蒙ることが恐いから適切な棚卸資産コントロールを行うのだというような經營者があれば、 力を弛緩せしめるものであると。 る者もある。 た方法であるという考え方にとらわれているのである。 卸資産評價における貯藏庫原理 このような反對論者に對して、 基準棚卸法や後入先出法をとる場合にも、 彼らは曰く、貯藏庫原理に基く評價法の採用によつて棚卸資産をコントロールしようとする經營者の努 注文生産でなく、 棚卸資産への投資は、 貯藏庫原理の棚卸資産評價法が採用さるべきであることは明らかである」。 (reservoir principle)に反對する者は、原價配分の先入先出法こぞが事實に合致し ……企業の活動は現實において、棚卸資産の連續するロットの同轉を基礎として營 しかしコントロールをゆるがせにしたとすれば、 アンダーソンは支持論を展開する (Anderson; Practical Controllership, p. 360)。 「棚 ストック生産を行う大企業にあつては、貯藏庫槪念の方が現實に近いのである。 通常の低價法をとる場合にも同様である。 企業を繼續する限り、 これは形式的な反對論であるが、 最低水準で維持されねばならない貯藏庫であ その報いが損益にあらわれること 價格の低落した年度に多額 やや質質的な意味で反對 それは無能な經 期間 す

基準棚卸法がインフレ期、

デフレ期のいずれにも、

期間損益から紙上の損益を排除せしめる有効な棚卸資産經理方

さけるためには、 法であることは明らかである。貸借對照表における棚卸資産評價額が理在的價額を示さないという難點の生ずるのを 引當金法による基準棚卸法を採用すればよい。

著しい時期には、繼續性を破つて、基準棚卸法に移るような措置も許さるべきであると思う。 …」と讀みかえらるべきであろう。 る」と述べている。「……困難な場合には ……」という表現は、基準棚卸法に關しては「……妥當でない 場合 に 原價を算定することが困難な場合には、基準棚卸法、小賣棚卸法等による一定の棚卸評價基準を採用することができ が企業會計原則は、 棚卸資産の貸借對照表價額について、「先入先出法、後入先出法、平均原價法等によつて取得 正常な時期には平均法、先入先出法などを採用する企業にあつても、 價格變動 は :

恒常在高法

る。 かつ容易に決定できない物品にあつては、超過部分に最近の取得原價または實際の取得原價を適用することが 恒常在高を喰込んだ部分(不足部分)も時價(年度末の購入價格)で評價するという方法である。ただし時價が確實 があらわれないような低い價格)で評價し、(ロ)恒常在高を超える部分を時價(年度末の購入價格)で評價し、(ハ) は固定在高法というが、これは(イ)恒常在高すなわち經營の繼續に必要な最低在高を固定價格(それを下廻る價格 ドイツ文獻で Die Methode des Eisernen Bestandes といわれる棚卸資産評價法がある。譯して恒常在高法また 從つて恒常在高法は英米の基準棚卸法と殆んど同じ方法であるということができる。 時價が高い場合、 超過分を時價評價すると、それは取得原價以上の評價となり、會計原則に反するという議論 恒常在高法に對する批判 許され

ー 七 九

基準棚卸法と後入先出法

品 價より低い場合には、 年度の平均取得原價が適用さるべきである」と論じている(ニックリッシュ經營經濟辭典第三版、一六〇三頁)。 用さるべきであり、 る。 とされるに對し、 がある。 が必ずしも超過分を構成するというわけのものでなく、むしろ固定在高を構成するという考え方もできるからであ **?** ンスターマン (Münstermann) は「これらの反對論を考慮すれば、 また超過分を最近の取得原價で評價するという考え方に對する反對論もある。 不足部分の時價評價に關しては異論が存しないという。 固定部分の喰込を補充するための仕入と超過部分となつた仕入とが區別できない場合には、 超過分を時價評價することには問題がないわけである。 超過分の評價にはその實際取得原價が 超過部分の時價評價がこのように問 というのは、 最近取得した物 時價が その 題 原 適

價額を適用し得るのである。 價または製作原價を以て評價されねばならない。 考え方は從來導入されなかつた。 の 超過分の評價についても同様のことがいえる。 超えない限 の合計が、全在高の時價および取得原價を超えなければ差支えない」と述べている(前掲書、 、關連においては、 彼は固定在高法を商法の立場から觀察して、「固定在高の評價額が固定量の取得原價をも、貸借對照表日の時價をも、 9 その評價は合法的である。喰込分または超過分を切離して觀察する場合、喰込分の評價についても、 彼は次のように述べている。 從つて部分價額が經濟財の評價の下限を形成するのである。 所得稅法 (§ 6 ESIG 1955) の評價規定に從えば、 なお超過分の存在する場合、固定在高の固定價額と超過在高の評價額 「稅法は名目上の貨幣資本維持計算を建前とする 部分價額(Teilwert)がこの原價より低い場合においてのみ、 しかし一九四八年六月二一日の通貨改革後にお ける 價格騰貴 經營の經濟財は原則として仕入原 ライヒ稅務監督局(Reichs-一六〇五頁)。 から、 また税法と 固定在高の 部分

も固定在高法を原則として拒否してきた。

認められることになり、價格變動の中和化に役立つ固定在高法はその基礎を失うに至つた」(前掲書、一六〇六―七頁)。 適用領域すらも、 れた。從つて固定在高法の適用は量的財貨および市場品の固定在高に限定されたのである。しかしこの狹きに失する のであつた。もちろん、かかる財貨は、多量に手持され、同種のものであり、同價格のものであることを要するとさ は稅法上の貸借對照表において、棚卸資産を構成する財貨を「固定在髙」なる總合科目に總括する可能性を認めたも と稅率引上とを動機として、次の如き一九四九年六月三日付の最高財務裁判所意見(I D 2/49)が公示された。それ 一九五五年一月一日までしか認められなかつた。それ以後は、課稅所得を減ずる價格騰貴積立金が

才 写 不 語 シ

似しているが、後述の後入先出法に類似した點もある。これについては兩者の折衷法として後に述べる(二一〇頁以下)。 と題して説明する評價方法(ここでは假りに拘束在高法と名付ける)は前述の基準棚卸法又は固定在高法と極めて類 シュマーレンバッハが「動的貸借對照表」(一二版、一八〇頁以下)において拘束在高(Gebundene Vorräte)の評價

《二部 後入先出法

つた。ここではこのドル價値法について研究し、Unit cost lifo の説明は省略しておく。 かし後入先出法の效果を高める目的でドル價値後入先出法(Dollar-value lifo mcthod)というのが考案されるに至 ふつう後入先出法といわれるのは、單位原價と數量とを用いる後入先出法、すなわち Unit cost lifo である。

基準棚卸法と後入先出法

(11) の 計算例の⑧の△印の場合―には、 に加えた金額―計算例の(12) 增加額) 價格)であらわした金額に換算し―計算例の⑹―、 **價し―次頁計算例の②** (10)ル 價値法によれば、 れを期首棚卸資産評價額から控除した金額―計算例の(1)―を期末棚卸資産評價額とするのである。 -計算例の8-は、 その金額 (基準價格による) Ţ 棚卸資産を適當なグループに分け、 これを累加價格指數により基準年度 ―を期末棚卸資産評價額とするのである。 累加價格指數により同期末の價格に戻し―計算例の例―、 その期に最も近く數量的增加の生じた期の增加分が喰込まれたものとして一計算例 を當該期の累加價格指數をもつて當該期末價格による金額に換算し― 同期の期首棚卸資産の基準價格による金額を超える部分 グループごとに、 (ドル價値後入先出法採用の年度) もしも逆に、數量的減少額があらわれた場合― ある期の期末棚卸資産を期末價格で評 これを期首の棚卸資産評價額 の期首價格 計算例 -計算例 (數量的 (基準 を 0)

累加價格指數はド 指敷を計算する。 期價格指數を乗じて累加價格指數を計算し、 各期の價格指數は期首價格による期末棚卸高をもつて期末價格による期末棚卸高を除することによつて算定される。 ル價値法採用の第一 一期には、 第三期には、 當該期の價格指數と同じであるが、 第三期價格指數に第二期累加價格指數を乘じて累加價格 第二期には、 第二期價格指數に第

示せば次頁のごとくである。

原價額である。 この實際原價は、 價値法採用の第一期の期首棚卸高は、 低價主義による評價額を第一期々首の棚卸高とすることはできない。 ドル 價値法採用以前に用いていた何等かの方法 アメリカ税法によれば、 當該棚卸品の實際原價をもつて計算するのであ (先入先出法、 平均法、後入先出法等)による

	其	Я.	別			1		2	3	3	4		5			
	(1) [‡]	月 首 (後 <i>入</i>	棚、先出	卸		36,000₺	41,0	000	56,00	000	47,00	000	53,00	OH	前 期 (12)	の
基準	(2) [‡]	月 末	. 棚 月末個	卸 (格)	髙	50 000回	75,0	000	52,00	000	50,00	00	40,00	00		
中棚卸	(3) [‡]	別 末 (其	棚 月首便	卸(格)	髙	40,000 	62,5	000	66,00	ООЩ	60,00	00	37,00	00		
法し	(4)	買	挌	指	數	125	1	.20	8	30	83.3	3	11	0	(2)÷(3)
後入	(5)累	艮 加	價	啓 指	數	125	1	.50	12	20	10	0	11	.0	(4)×す の(5)	前期
棚卸法と後入先出法	(6) [‡]	月 末 〔差	. 棚 装準價	卸(格)	高	40,000 <u>0</u>	50,0	000	44,00	II 00	50,00	ЮЩ	37,00	000	(2)÷(5)
	(7) [‡]	月 首 (基	· 棚 歩準個	卸 (格)	高	36,0000	40,0	000	50,00	шос	44,00	000	50,00	000	前期	の(6)
		或少			は	4,000個	10,0	000	△6,00	ООП	6,00	00002	∆1\$,00	000	(6)—(7)
	(9) [‡]	明 毎 (其	高 末像	增 [格]	加	5,000回	15,0	000			6,00	OΦ			(8)×(5)
		される		シに充 明増加 質格)					△6,0((第2)				△6,00 (第4共 △4,00 (第2共 △3,00 (第1共	月) 10回 月) 10回	前 期 (13) (き把i	こ基
		きれる	5前其	かに充 月増加 に價格	1高			,	△9,00	ООШ			△6,00 △6,00 △3,75	(回 (回 (回	該年	
	(12)	後入 汁)	、 棚 先出	卸 原價	高合	41,000	56,0	I I000	47,0	I I00	53,00	0011	37,25	50Щ	(1)+(たは((11)	9) ŧ 1)—
	(13) [#]	妍 末 (基当		卸 各階層	高)	36,000四 4,000四 (第1期增加	I 4,0 p)(第1 10,0	100回 期始加 100回	4,0(印)(第1; 4,0(00回 期均加 00回	4,00	00回 明增加 00四 1均加 00回)	000	(8)と に に シ 把	基き
一八三	額で評價したとすれば、	全部を指數一二〇の原價	しかし第三期末の棚卸高	されていることになる。	原復客 レゴの 原復で 評像	関領以上の原質で平ら増加分は第三期末	○であるから、	る。第三期末の價格指數	(指數一五〇)とから成	二期增加分六,〇〇〇圓	○圓(指數一二五)と第	と第一期増加分五、〇〇	〇〇〇圓(指數一〇〇)	圓は第一期々首の三六、	末の棚卸高四七、〇〇〇	上掲の計算例で第三期

ぎる場合には、 價格が下落しているときには、原價主義の建前にたつ後入先出法はこの様な缺陷をあらわす。このように評價が高過 婳×100%=50,000回 に比し、三、○○○圓だけ高く評價されている結果になる。これは實際原價以上の評價である。 で評價されていることになる。このために、 ない。ところが、 44,000氫×120%=52,800圙 となるのであつて、後入先出原價による期末評價額は四七、○○○圓であるから、 から成る。第四期末の價格指數は一〇〇であるから、第一期增加分と第二期增加分は、第四期末の原價額以上の原價 五、〇〇〇圓 (指數|二五)と第二期增加分六、○○○圓(指數|五○)と第四期增加分六、○○○圓(指數|○○)と 評價減引當金を設定してこれを修正すべきである― 第四期末の棚卸高五三、〇〇〇圓は、 期末棚卸高全部を指數一〇〇の原價額で評價した金額、 第一期々首の三六、〇〇〇圓(指數一〇〇)と、第一期增加 -棚卸評價額を直接減ずることなしに すなわち 50,000 問題は

が價格指數を用いることにより、金額的に行われるのでダラー・ ドル價値法で最も問題となるのは價格指數の決定であるが、これについての詳細は說明を省略する。後入先出評價 ヴァリュー法というのであるから、わが國でいえば

圓價値後入先出法とか、

金額的後入先出法というべきである。

價値法を認めたのは一九四九年一一月であつた。 アメリカで行われだしたのは同じく一九四一年であり、急激な戰時價格騰貴と戰時課稅の重壓とが動機となつてこの ような工夫があらわれたのである。 ドル價値後入先出法の變種に賣價還元後入先出法がある。發生史的に見ると、ドル價値法も賣價還元後入先出法も、 アメリカ稅法が、 **賣價還元後入先出法を認めたのは一九四八年三月であり、** ドル

e

Unit cost lifo との比較

ドル價値後入先出法は Unit cost lifo に比して次のような特長をもつている。

- (イ) 後入先出計算の手敷が Unit cost lifo に比し、節約される。
- (H) ドル價値法によれば、同質的な數品目が一クラスにグループされるので、 減少しても(期首に比し)、他の品目の數量的增加によつて補われる限り、後入先出法による低評價が繼續さ 一クラス中のある品目が敷量的に

れる(價格上昇期の場合)。

- 3 數によつて期末原價に還元されるのであるが、增加分を指數によつて還元した原價は Unit cost lifo method 各期の期末棚卸高はいつたん基準價格で計算され、基準價格による期首棚卸高を超える部分は、 により計算した増加額より、多くの場合低く計算される(價値上昇期の場合)。 累加價格指
- する若干の説明にもなるわけである)。まずドル價値法採用の第一期における期首棚卸資産の數量及び原價額の內容 この(ハ)の特長について説明すれば次のごとくである(この説明は、ドル價値法における價格指數算定方法に關

が次のごとくであつたことにする。 В 150 單位原價 11,250 1,500 3,250国

八八五

基準棚卸法と後入先出法

200

100

20,000

36,000回

また期末棚卸資産の數量およびその最終仕入原價額の內容が次のごとくであつたとする。

<u> </u>	Ŭ	С	В	Α	ᄪ
	190	150	160	120	數量
	125	31	90	60回	期末單位原價
50,000	23,7	4,6	14,4	7,2	₩
00	50	50	8	7,200回	逧

すると、期末棚卸資産の期首原價額は次のごとくになる。

nil r	Ħ	C	В	Α	Ξū
	190	150	160	120	數宜
	100	20	75		期首單位原價
40,000回	19,000	3,000	12,000	6,000国	金額

この場合、ドル價値法によれば、價格指數は一二五%となる(50,000回÷40,000回)。 基準價格による期末棚卸資産額は四○、○○○回であり、基準價格による期首棚卸資産額は、三六、○○○回である

から、基準價格による增加額は四、○○○圓である。これを價格指數で期末原價額に直すと五、○○○圓となる (4,000

一八六

もしも Unit cost lifo をもつて計算したとすれば期末棚卸資産の後入先出原價は次のごとく四一、五二五圓となるの ×125%)。したがつて期末棚卸資産のドル價値後入先出原價は 36,000層+5,000層=41,000層 と計算されるのである。

である。

च्या	Ħ	C)	ь	đ	A	>	品皿
	190	150 {			3	120	3	亵
		75	75	10	150	55	65	坤
	100	31	20	90	75	60	50回	單位原價
41,525即	19,000	2,325	1,500	900	11,250	3,300	3,250圓	合盤

する後入先出法の場合にも、Unit cost lifo の方法で期末棚卸資産の後入先出原價を計算するよりも、ドル價値法す 增加數量を期中の最初仕入原價で計算する後入先出法の場合にも、あるいは增加數量を期中仕入の總平均原價で計算 なわち指敷還算の方法でこれを計算する方が、後入先出原價額は低くなるのである。 この後入先出原價算定法は、增加數量を期中の最終仕入原價(または期末仕入時價)で計算する後入先出法である。

たとえば、最初仕入原價を次揭のごとくであるとし、これを用いる場合には、期末棚卸資産の期末原價は次のごと

くになる。

Ħ	C	В	A	四	一橋大
190	150	160	120	数量	大學研究
110	25	80	52回	最初仕入 單位原價	年報
20,900	3,750	12,800	6,240回	人団会	商學研究
Õ	Ó	Ō	9	쐞	П

咖啡

43,690回

期末棚卸資産の期首原價額は前掲のごとく四○、○○○圓であるから、價格指敷は一○九・二二五%となる(43,690

画⊹40,000画)。この指數によれば、基準價格による增加分四、○○○圓は四、三六九圓に還算される(4,000回×109.225

%)。したがつて期末棚卸資産の後入先出原價は 36,000回+4,369回=40,369回 となる。これに對して Unit cost lifo

の方法によれば、次のごとく四〇、五三五圓となり、評價額は高くなるのである。

 品目 数 由 氧
 数 氧
 氧
 氧
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 有
 <th

期末棚卸資産の期末價格として期中總平均原價を用いる場合にも同様である。總平均原價を次のごとくであるとし、

期末棚卸資産の期末價額を計算してみよう。

mļu	IJ	C	В	Α	H=
	190	150	160	120	數型
	120	28	85	55回	總平均原便
47,200国	22,800	4,200	13,600	6,600回	金 額

ら價格指數は一一八% (47,200圓 → 40,000回) となる。この指數によれば、基準價格による增加分四、○○○圓は四、七 +4,720回)。これに對して unit Uost lifo によれば後入先出原價は四○、九七五圓となり、 評價額は高くなるのである、 二〇圓に還算される(4,000×118%)。したがつて期末棚卸資産の後入先出原價は四〇′七二〇圓となる(36,000 期末棚卸資産の期末價格は四七、二○○圓である。期末棚卸資産の期首價額は前掲のごとく四○、○○○圓であるか

c)	ь	в		Α	
100	1,00	160		120		楔
75	75	10	$\int 150$	1 55	65	Ħ
28			75			單位原價
2,100	1,500	850	11,250	3,025	3,250回	会 額

基準棚卸法と後入先出法

一八九

U

100 19,000 40,975回

指數以上に騰貴している品目の敷量には變化がないという場合であれば、Unit cost lifo の方がかえつて低評價とな 數量が期首數量より減少していても、 るわけである。 いという場合かにおいてである。 ラスの價格指數以上に騰貴している品目の期末數量が期首數量より增加している場合か、あるいはかかる品目 先出原價額の方が 前掲の敷字例ではD商品の期末敷量が期首敷量より減少しているが、これが増加している場合でも、 それが價格指數以下にしか騰貴していない品目の數量增加によつてのみもたらされているのであつて、 Unit cost lifo による原價額より低くなるのである。もちろん、 一クラス全體の基準價格による期末棚卸高が基準價格による期首棚卸高を超える場 一クラス全體の基準價格による期末棚卸高が基準價格による期首棚卸高より多 かかる現象が生ずるのは、 ١. ル 價值後入 の期末 一 ク

最終仕入原價とかで期末棚卸資産の期末價額を算定するドル價値法を採用するならば、 平均原價で計算されることもあり、 が いた企業で、期末増加分を仕入の古いものから順次成るものとして計算していたものにとつては、總平均原價とか、 : 從來よりむしろ高くなり、 ル價値法における期末棚卸資産の期末價格は、 一時的にはかえつて不利な狀態がもたらされることがあり得ることになる。 最終仕入原價で計算されることもある。そこで、從來 Unit cost lifo を採用して 上述のごとく、 期中の最初仕入原價で計算されることもあり、 期末棚卸資産の後入先出原價

١.

ル

價値法は定期的評價法としてのみ用いられる。拂出價額は繰越および受入の價額から、

期末棚卸資産のドル價

拂出には豫定單價、 値後入先出評價額を差引くことによつてこれを求めるのである。ドル價値法を採用し、拂出の繼續記錄を行うには、 最近購入原價等を用いるべきである。 また通常の後入先出單價を用いてもよいし、 逆に期首繰越

分を除外した後入先出單價を用いても差支えない。

高にこの價格變動率に一〇〇%を加えた率を乘じて增加分の原價額を算定し、 受入高の比により、 に加算して、 材料を豫定單價(または標準單價)によつて受拂する場合には、一クラスの材料の價格差異勘定と豫定單價による 期末棚卸資産のドル價値後入先出原價を算定することができる。この點で豫定單價の使用はドル價値後 價格變動率を把握し、 豫定單價による期末棚卸高から同じ豫定單價による期首在高を差引 これを期首棚卸資産の後入先出原價額 た残

法を適用すると、 製品を標準原價で受拂し、 標準原價に原價差異を加えた評價額となり、 一クラスの原價差異と標準原價による受入額との比により、增加分を還元する同樣の方 標準原價が正しい原價とする見解からすれば妥當でな

入先出法を容易ならしめる。

よる)と受入額 いことになる。 最近購入原價や當期受入分の先入先出單價で拂出を行う場合には、 (實際原價による)からこの拂出額を差引いた殘額と期末棚卸資產のドル價値後入先出原價額との差 繰越額 (ドル價値後入先出原價に

ドル價値法採用の場合に、

.繼續的後入先出法の單價をもつて拂出を行

ル價値法において、 期末棚卸資産を最終仕入原價で評價し、 増加分を指數還元して最終仕入原價に引直す方法を

差支えないにしても、後入先出計算を二重にやることになり妥當でない。

うことは、

は拂出品の負擔する原價差額として處理する。

とる場合には、 拂出には先入先出法 (當期受入分について先入先出單價で拂出す方法)を適用する方が原價差額を少

橋大學研究年報 商學研究 Ⅱ

なくする意味で妥當である。

豫定原價の利用

്റ്റ (Accounting Research, July, 1954)° アメリカのゴードン(Gordon, Myron J.)は標準原價を用いるドル價値後入先出法について、次のように說明して

の棚卸評價方法による)。またこの棚卸資産額を一九五一年度に用いる標準原價で計算した金額を二六〇、〇〇〇ドル 一九五一年度からドル價値法を採用したものとし、期首の棚卸資産の實際原價を二四三、○○○ドルとする(從前

一九五一年度中における材料仕入の實際原價を三八○、○○○ドル、その標準原價額を三五○、○○○ドルとする。 **什**斑品 26,0000 F 7c 110,000 70,000 80,000 F 1

その内譯は次の通りとする。

に製造間接費の實際額を二二五、○○○ドル、標準配賦率による配賦額を二三○、○○○ドルとする。配賦差額(貸方) ドル、實際時間敷に標準賃率を乗じた額を一四○、○○○ドルとする。賃率差異(借方)は八、○○○ドルである。次 首在高は八○、○○○ドルであるから、期末材料は九○、○○○ドルとなる。次に直接賃金の實際額を一四八、○○○ 材料價格差異(借方)は三○、○○○ドルである。標準原價による材料庫出額は三四○、○○○ドルとする。材料の期

髙に比しての増加額は二二、○○○ドルとなり、また當期仕入材料、當期直接賃金および當期製造間接費の標準原價額 ルであるから、期末製品は一一九、○○○ドルとなる。そこで期末棚卸高は標準原價で二八二、○○○ドル、期首棚卸 よる賈上品原價を七○九、○○○ドルとする。製品の期首在高は一一○、○○○ドル、製品出來高は七一八、○○○ド 七一○、○○○ドルであるから、期末仕掛品は七三、○○○ドルとなる(能率差異を分離しない額)。次に標準原價に は五、○○○ドルである。次に標準原價による製品出來离を七一八、○○○ドル、これに對する能率差異(貸方)を一 一○、○○○ドルとする。仕掛品の期末在高は七○、○○○ドルで、仕掛品へ借方記入した材料費、勞務費、間接費は

合計に對する價格差異の割合は四・六%となる。

		哲加額	期首棚卸高	計 期末棚卸高	期末製品	期末仕掛品	期末材料
	v	22,000 F 1	260,000	282,000 F J	119,000	73,000	90,000 F.n
"	當期製造間接役 ()	當期直接質金(")	當期材料仕入(標準原倒による)	Hots.	製造間接費差異(貸方)	賃 率 差 異(借方)	材料 價格差異 (借方)
720,000 F JL	230,000	140,000	350,000 52	33,000 52	5,000	8,000	30,000 F 11
			- 加 額 22,000ドー 曽期直接賃金(//)	首棚卸高 260,000	計 規末棚卸高 282,000 Fル 計	末製品 119,000 製造間接毀差異(貸方) 計	球仕掛品 73,000 賃 奉 差 異 (侍方) 末 製品 119,000 製造間接費差異 (黄方) 計 規末棚卸高 282,000 ドル 計 上 期 額 260,000 當 期 村 料 仕 入 (標準原質による) 営 期 直接賃金(//) の) 情期製造間接受(//) 計

二三、○一二ドルとなる。實際原價による期首棚卸高は二四三、○○○ドルであつたから、これに二三、○一二ドルを 價格差異率四・六%に一○○%を加えたもの、すなわち一○四・六%を棚卸資産增加額二二、○○○ドルに乗ずると

基準棚卸法と後入先出法

九三

ドル價値法による賣上品原價は七二九、九八八ドルとなる。 加算すると、期末棚卸資産のドル價値後入先出原價が算定される。すなわち二六六、○一二ドルである。したがって

期首棚卸高(實際原價による) 243,000 ドル 材料 仕 入(") 380,000 直接 賃 金(") 148,000 製造間接費(") 225,000 計 996,000 ドル 類末棚卸高(後入先出法による) 266,012 賣上品原價(") 729,988 ドル

先出原價は二六六、〇一二ドルであつた。その內譯は次のごとくであつた。 る)が二九○、○○○ドルであつたとする。つまり一○、○○○ドルの喰込みである。ところで期首の棚卸資産の後入 原價額(新標準原價による)が三○○、○○○ドルであり、期末棚卸資産の標準原價額 エンして説明すれば、次のごとくになるであろう。かりに、前の計算例をうけついで、第二期の期首棚卸資産の標準 喰込みの生じた年度には、いかなる計算をなすべきかについて、ゴードンは詳しい説明をしていないが、筆者がフ (期首と同一の標準原價によ

第1期4首 243.000ドル 第1期4加 23,012 計 266,012ドル

また期首の二四三、○○○ドルに對する第一期の標準原價額は二六○、○○○ドルであつた。そこで第一期々首の價

格指敷を一○○%とした場合の第一期末增加分の價格指敷は次の通りとなる。

$$\frac{3,012 \, \text{F.r.}}{2,000 \, \text{F.r.}} + \frac{243,000 \, \text{F.r.}}{260,000 \, \text{F.r.}} = 1.046 \div 0.9346 = 1.119$$

格による喰込分は八、七八五・五ドルである(263,565㎞×-10,000 デト)。後入先出法にあつては、この喰入みは第一 期増加分から補充されるのであるから、第二期末の棚卸高(第一期々首價格による)は次の構成となる。 價額は三○○、○○○ドルであつたのであり、第二期末にはこれが一○、○○○ドル喰込まれたのであるから、期首價 ⊹1.119)。これを第一期々首の二四三、○○○ドルに加えると二六三、五六五圓である。これに對する第二期の標準原 したがつて第一期增加分の實際原價二三、○一二ドルは、期首價格によれば二○、五六五ドルとなる(23,012でと

第1期4首 243,000ドル 第1期増加 11,779.5 計 254,779.5ドル

 $(23,012 \ \nu - 8,785.5 \ \nu = 11,779.5)$

産の後入先出原價は二五六、一八一ドル (243,000 デト+13,181 デト) である。この計算は次のようにして行つでもよい。 この第一期增加分を期末價格に直すと一三、一八一ドルとなる(11,779.5 ㎡××1.119)。したがつて第二期末棚卸資

第1期末後入先出原價 266,012ドルー第2期喰込分基準價額 8,785.5ドル×1.119=256,181圓

喰込み年度には、このような計算が必要である。價格指數の算定方法を明らかにするために、も少し計算例を續け

基準棚卸法と後入先出法てみれば次頁の表のごとくになる。

一九五

期別	1	2	3	4		
期首棚卸高 (1)(後入先出 原價)	243,000 Fr	266,012 Fr	256,181ドル	277,281ドル	前期の(14) (第 1 期を 除く)	
(2)期首棚卸高 (標準原價)	260,000 Fr	300,000ドル	312,000 Fr	340,000ドル		橋大
(3)期末棚卸高 (標準原價)	282,000 Fr	290,000 ۴2	332,000 Fr	310,000ドル		學研究
棚卸増加高 (4)または減少 高(4) (標準原價)	22,000ドル	△10,000 ۴ル	20,000 Fr	△30,000 ۴ル	(3)-(2)	年報 商
(5)價格差異	33,000 Fr	_	45,000ドル		•	學研
(6)原價發生額 (標準原價)	720,000ドル		815,000ドル			究
(7)原價發生額(5)	753,000 Fr		860,000 Fr	_	(5)+(6)	I
(8)期末價格指	104.6%	_	105.5%	<u></u>	(7)÷(6)	
(9)棚卸增加高(實際原價)	23,012ドル	_	21,100 Fr	_	(4)×(8)	
(10)期首價格指 數	93.46%	87.855%	81.66%	79.74%	前期の(15) ÷(2)	
(11)修正期末價 格指數	111.9%	_	129.2%	_	(8)÷(10)	
棚卸増加高 (12)または減少 高(ム) (基準價格)	20,565ドル	△8 785.5ドル (第1期増加分充當)		△23,922ドル (16,331.5ドル (第8期培加分完當) 7,590.5ドル (第1期増加分元當)	(9)-(11) (増加の場合)または (4)×(10) (減少の場合)	
棚卸減少高 (13)の充當年度 期末價額	_	△9,831 Fル	_	△21.100 Fル △8,494 Fル	(12)ソ當該 年度の(11)	
期末棚卸高 (14)(後入先出 原價)	266,012ドル	256,181ドル	277,281 Fn	247,687 F z	(1)+(9)ま たは(1)- (13)	
階層別期末 (15)棚卸高 (基準價格)	243,000ドル 20,565ドル (第1期増加)	243,000ドル 11,779.5ドル (第1期増加)	243,000ドル 11,779.5ドル (第1期増加)	243,000ドル 4,189ドル (第1期増加)		_
	263,565 FA	254,779.5 Fr	16,331.5ドル (第3期増加) 271,111ドル	247,189ドル		九六

•

標準原價を會計帳簿に織込むには、實際原價による前期末棚卸高と標準原價による當期首棚卸高との差について、

後入先出引當金を設けるのである。たとえば第一期々首には、

(借) 材料(標準) 80,000

仕掛品 (") 70,000

品(") 110,000

煡

(質) 棚卸資產(實際) 243,000

後入先出引當金

17,000

の後入先出原價は二六六、〇一二ドルであるから、後者の金額で棚卸資産を計上し、標準原價による棚卸高と期首の とする。第一期末には、材料、仕掛品、製品の標準原價合計二八二、○○○ドルが帳簿に計上されているに對し、そ

後入先出引當金を帳消しするために

(借方) 棚卸資產(實際) 266,012

後入先出引當金 17,000

(貸方) 材料(標準)、 仕掛品 (") 282,000

數 品(")

賈上原價 1,012

ると、その後入先出原價二六六、○一二ドルに比し、三三、九八八ドルの後入先出引當金が必要となる。從つて の記帳を行うのである。第二期々首に標準原價が改められ、期首棚卸資産の標準原價合計が三○○、○○○ドルとな

(借方) 丼 萃 (感料)、 仕掛品 (") > 300,000 品(")/

(貸方) 棚卸資產(質際) 266,012

後入先出引當金 33,988

の記帳を行うのである。

なる。 際價格の相互關係が合理的に反映されるような標準價格に基いて設定されねばならないことである。年度の途中で當 價が改訂されることは何ら差支えない。次に(ロ)一つのクラスにプールされる品目の標準原價は、これら品目の實 價による期末棚卸高はそれだけ過大となり、增加分(標準原價による)を價格指數により換算した實際原價額も高く ねばならない。價格上昇期において、新品目が追加されたときの價格でその標準原價が計算されたとすれば、標準原 該クラスに新たに追加された品目の標準原價は、それが期首に存在したものとした場合の標準價格に基いて設定され れねばならないこと、すなわち一年度中に標準原價の變更があつてはならないことである。ただし年度ごとに標準原 標準原價を利用するドル價值法で注意すべきは、(イ)一年度の期首棚卸高も期末棚卸高も同じ標準原價で評價で また期末棚卸高(標準原價による)が減少しているときには、減少額(標準原價による)が過少となり、した

が よび製品をその原價要素に區分してドル價値法を適用するか、仕掛品自體または製品自體をユニットとしてドル價 つて期末棚卸高 (基準價格による) は過大となり、 後入先出原價も過大となる。第三に . 3 棚卸資産中の仕掛品

値法を適用するかについて考えねばならないことである。

徴一○ドルであるとすると、期首製品一、○○○單位の標準原價は一八、○○○ドルである。また期首におけるその實 ○○ドル(0.09 ドド×100,000帯型)として後入先出法を適用しておれば、技術的進步によつて製品一單位に要する標 準加工費一○、○○○ドル、その實際價格による金額が材料七、○○○ドル(0.175㎡と×40,000ポヒデ)、加工費九、○ 準材料費八、○○○ドル、製品一單位の標準勞働時間一○○、加工費率一時間當り○・一ドル、製品一、○○○單位の標 費とに分け、材料一單位の標準價格○・二ドル、製品一單位の標準材料消費量四○ポンド、 量は増減なしで經過したとすれば後入先出原價は常に一六、○○○ドルである。ところが製品の棚卸高を材料と加 際原價が材料費七、○○○ドル、加工費九、○○○ドル、合計一六、○○○ドルであつたとする。その後、 ば、標準原價額で材料七、二○○ドル、加工費九、五○○ドルと計算される。すると、後入先出原價は次の計算の通り、 れても、それによる低評價の効果が享受できないことになる。たとえば製品一單位の標準原價が材料費八ドル、 位に含まれる材料は三六、○○○ポンド、勞働時間は九五、○○○時間となり、標準價格および加工費率が不變とすれ 準材料消費量が三六ポンド、標準勞働時間數が九五時間となつた場合においては、製品の期末棚卸數量一、〇〇〇單 製品をユニットとして後入先出評價を行えば、技術的進步によつて製品一單位に要する材料、 製品一、〇〇〇單位の標 勞働時間が切下げら 期末棚卸敷 加工 工

四、八五○ドルとなるのである。

材 料……(7,200ドルー 8,000ドル)×87.5%+ 7,000ドル=6,300ドル 加工費……(9,500ドルー10,000ドル)× 90%+9,000ドル=8,550ドル

Ξij

準價格による金額に換算し、後入先出原價(基準價格になつている)からこれを差引いたものが、材料の 6,300 ドル、 87.5%は材料の基準價格指數90%は加工野の基準價格指數である。これを乗ずることによつて、標準原價の減少額を基 **加川戦の 8,550 ドルためる。**

14,850ドル

法を採用する場合には、すべてこれが問題となるのである。 とに分けて後入先出法を適用するかが問題となるのは、標準原價を利用するドル價値法の場合に限らない。ドル價値 もつとも、仕掛品や製品をそれ自體一ユニットとして後入先出法を適用するか、その原價を構成する材料と加工費

ドル價値法と原價差異分析

差異も除外された金額であるから、配賦額に對する實際間接費額の割合は價格指數を過大にあらわす結果となる。價 品に配賦した當期配賦額を價格指數算定のための標準間接費とするのでは不合理である。この配賦額は間接費の能率 間接費をいかに計算するかは明らかにされていない。標準配賦率(正常配賦率)によつて、仕掛品、 ゴードンの説明では、標準原價によるドル價値法において、價値指敷を算定するに當り、 實際間接費に對する標準 製品および賣上

實際間接費額

格指數は、

當期配賦額+能率差異

手續上はこのような金額は算定されない。ドル價値法の價格指數算定のためには特にこれを計算する必要があるわけ 時間數を配賦基準とする場合ならば當期の實際直接勞働時間數)に乗じた金額に相當するのである。 という算式で計算されねばならない。この分母は、 いいかえれば、 標準配賦率を間接費配賦基準の實際數 標準原價計算の (直接勞働

である。

實際生產量は標準時間でも表現され、また實際時間でも表現され得る。そこで操業度差異は次のいずれかの算式で算 格に相當するものであり、 際生産量に適用して求めた間接費配賦額と實際生産量に對する間接費豫算額との差である。 定されることになる。 の價格の差は操業度の相違に基く價格差である。 間接費差異は、操業度差異、能率差異、豫算差異の三つから構成されている。操業度差異は標準配賦率を實 實際生産量に對する間接費豫算額を實際生産量で除した金額も間接費の價格である。 したがつて操業度差異は價格差異と見られるわけである。 標準配賦率は間接費の價 ところで

- 實際生產量(實際時間による)×標準配賦率-實際生產量(實際時間による)に對する間接費豫算網=操業度
- 8 實際生產量 (標準時間による)×標準配賦率一實際生産量 (標準時間による) に對する間接費豫算額=操業度

このいずれの算式を選ぶかによつて操業度差異の金額は異なる。 計算例を示そう。

標準配賦賦率 12 図(正常操業度 2,500 時間:間接覺豫算 30,000圓) 基準棚母法と後入先出法

賞際生產量の標準時間敷 1,960 時間:間接費豫算額 25,480回

實際生產量の實際時間數 2,010 時間:間接費豫算額 25,929回

實際間接受額 28,140回

- (1)による場合……2,010時間×12圓-25,929圓=-1,809圓
- (2) による場合……1,960時間×12圓-25,480圓=-1,960圓

か、それぞれの間接費豫算額によるかにより、能率差異の大きさが異なつてくる。 實際生產量の標準時間敷と實際時間敷の差は能率差異であり、この差異を金額表示する場合にも、 標準配賦率による

- 實際生產量 (標準時間による)×標準配賦率-質際生産虽(實際時間による)×標準配賦率=能率差跟
- (2) 實際生產量 (標準時間による)の間接費豫算額-實際生産量 (實際時間による)の間接費豫算額=能率差異
- (1) による場合……1,960時間×12圓-2,010時間×12圓=-600圓
- (2) による場合……25,480圓-25,929=-449圓

により算定した能率差異は、 ⑵の方法に結合する。⑴の方法により算定した操業度差異と能率差異の合計は二、四○九圓であり、 また②の方法に より算定した操業度差異と能率差異の合計も二、四○九圓であるが、その內譯が異なるのである。 能率差異算定の⑴の方法は操業度差異算定の⑴の方法と結合し、また能率差異算定の⑵の方法は操業度差異算定の 實は、時間差異と價格差異との複合差異なのである。能率差異を標準時間の方の間接費 ところで②の方法

豫算額であらわすならば、

$(1,960時間-2,010時間) \times \frac{25,480圓}{1,960時間} = -50時間 \times 13圓 = -650圓$

であり、 實際時間數二、○一○時間にこの一三圓を乘じた金額と二、○一○時間に對する間接費豫算額二五、九二九圓

2,010時間×13圓-25,929圓=26,130圓-25,929圓=+201圓

との差、すなわち價格差異は

であつて、兩者が一緒になつて四四九圓の差異となつているわけである。

費の標準價格は一二圓であるから、時間差のマイナス五時間に一二圓を乘じたマイナス六〇〇圓が標準價格であらわ うことになる。結局②の方法による能率差異のマイナス四四九圓は′ した能率差異であり、したがつてマイナス六五○圓とマイナス六○○圓との差マイナス五○圓は價格差異であるとい そこで純然たる能率差異はマイナス六五〇圓であるがこれは時間差異を價格一三圓であらわしたものである。 間接

統然たる能率差異 —600個 (例 格 差 異 +201 (例 格 差 異 — 50 計 449回

という具合に分解されるわけである。 ⑵の方法による操業度差異、すなわち價格差異は、マイナス一、九六○圓であ

一1,960日 アルカラ この價格差異を加算すると、

201

—1,809圓

となり、①の方法による價格差異と同額になる。ドル價値法の價格指數算定の目的からすれば、②の方法による差異

分析は不適當であつて、⑴の方法によるべきだというわけである。

次に間接費の豫算差異は實際生産量の實際時間數に對する間接費豫算額と實際間接費額との差である。

25,929 圓 - 28,140 圓 = -2,211 圓

量の實際時間數に對する豫算價格と實際價格の差であるから、それは價格差異にほかならない。 前記⑴の差異分析法をとつても、⑵の差異分析法をとつても、この豫算差異は同額である。豫算差異は、 實際生產

額から操業度差異と豫算差異を差引くことによつて求められることとなる。それは實際時間數に標準配賦率を乗じた そこで①の差異分析法をとつた場合においては、ドル價値法の價格指數算定のための標準間接費額は、實際間接費

金額に等しいわけである。

實際間接雲額 業度差異 24,120回 28,140回 1,809

竹際時間數2,010×標準配賦率12回=24,120回

標準配賦率による配賦額合計に能率差異を加えることによつても、この金額は求められる。

標準配赋額合計1,960時間×12圓+能率差異600圓=24,120圓

間接費の差異分析は、變動豫算のない場合には、次のごとくに行われる。

能率差異=間接費配賦額-實際時間數×標準配賦率

操業度差異=實際時間數×標準配賦率-間接費豫算額

豫算差異=間接費豫算額-實際間接費額

前掲の敷字をあてはめると次の通りになる。變動豫算がない場合には、間接費豫算としては三〇、〇〇〇圓という

豫算しかないことになる。

能率差異=1,960時間×12圓-2,010時間×12圓=-600圓

操業度差異=2,010時間×12圓-30,000圓=-5,880圓

この場合にも、能率差異は前記⑴の差異分析法の場合と同額であるから、ドル價値法の價格指數の算定を目的とす 豫算差異=30,000圓-28,140圓=+1,860圓

る標準間接費額は、都合よく把握され得るのである。 間接費差異の二分法をとる場合としては次の各種の方法がある。

? 配賦率差異と時間差異とに分析する方法

時間差異=(標準時間數一實際時間數)×標準配賦率

配賦率差異=標準配賦率×實際時間數-實際間接費額

前掲の數字をあてはめると次の通りである。

時間差異=(1,960時間-2,010時間)×12圓=-600圓 配賦率差異=2,010時間×12圓-28,140圓=-4,020圓

(ロ) 操業度差異と豫算差異とに分析する方法

操業度差異=間接費配賦額-實際時間敷に對する間接費豫算額

豫算差異=質際時間數に對する間接費豫算額-實際間接費額 この操業度差異は三分法における能率差異を含むものである。前掲の數字をあてはめると次の通りであ

る。

操業度差異=1,960時間×12圓-25,929圓=-2,409圓

(ハ) 操業度差異と管理可能差異に分析する方法

操業度差異=間接費配賦額-標準時間敷に對する間接費豫算額 管理可能差異=標準時間敷に對する間接費豫算額-實際間接費額

操業度差異=1,960時間×12圓-25,480圓=-1,960圓 この管理可能差異の中には三分法⑴の能率差異が含まれる。前掲の數字をあてはめると次の通りである。

管理可能差異=25,480圓-28,140圓=-2,660圓

その他の方法をとる場合には、 差異計算法は、三分法のうち⑴の方法、 二分法のうち、 ドル價値法にとつて便利な分析法は前記の(イ)の方法である。要するにドル價値法に適する原價 變動豫算のない場合の三分法および二分法のうちの(イ)の方法であつて、

である。

價格差に混入する點は度外視せざるを得ないと思う。 らわれることはいうまでもない。しかしその邊は度外視しているのである。實際問題として間接費費目の消費量差が 費額とし、實際間接費を實際價格による間接費額(竵霧罡買粉×溿霧華骂雰)とするわけであるが、 ば標準配賦率と實際配賦率との差は必ずしも價格差異ではない。 結局のところ、 ゴードンは標準配賦率を實際時間敷に乘ずることによつて計算した間接費額を標準價格による間接 間接費中のある費目の消費量差が配賦率差としてあ 仔細に檢討すれ

品の増加額に適用する例を示しているが、材料は材料、勞務費は勞務費、間接費は間接費でそれぞれ價格指數を算出 またゴードンは、 増加棚卸資産も材料、勞務費、間接費に分けて各別に指敷を適用すればもつと合理的な計算となろう。 價格指數を材料、勞務費、間接費の三者通算で算出し、これを標準原價による材料、 仕掛品、 製

標準原價による棚卸增加高に指數を適用すると、價格差異の一部が增加棚卸資産に吸收され、 殘額が原

消費量差異は材料の分、勞働時間の分、間接費の分と三つあらわれる

價差異として寳上原價に加減されることになる。

材料消費量差異は 対革劈圖迷照×対革強強圖裕 なる金額であり、 勞働時間差異は 勞働時間數量差異×標準賃率

in at the for	材料數量	勞働時間	標準價格@ 10個による 材料價額	標準賃率@ 8圓による 勞務費額	標準配賦率 @12個によ る間接費額	
期 首 材 料 期 首 仕 掛 材 料	400kg 80	100時間	4,000圓 800	800回	1,200烟	一橋大學研究年
期首製品 材料	180	•	1,800		,	究年報
勢 働 時 間 當期仕入量又 は消費時間 (實際價格)	1,000	360 1,955	10,000 (11,000)	2,880 15,640 (19,550)	4,320 23,460 (27,370)	商學研究
期末材料期末仕掛	1,660kg 420kg	2,415時間	4,200固	19,320回	28,980面	I
材 料	100	125時間	1,000	1,000回	1,500圓	
材 料 勞働時間 资 上 品	200	400	2,000	. 3,200	4,800	
材 料 勞 働 時 間 消 費 量 差 異	960	1,920	9,600	15,360	23,040	
材料	△20 1,660kg	△30 2.415時間	△200 16,600園	△240 19,320回	△360 28,980圓	
(注) 消費量差	異の△は貸方差異	をあらわす。		=====		
費配賦率のみを標準により材料價格、賃率および間接期末の仕掛品および製品は、	是認しないことになると、ストとして處理することを) されているのである。ナイス(貸方差額の	(借方差額のとき)またはのまま寶上原價に プラス	つ十年列こにルば、いの消費量差異は、ゴーなる金額である。	紫亭平四岑岬端和×蛮塔門 費量差異(能率差異)は	二〇八

そうするには標準原價で計算した期末仕掛品および製品につき消費量差異を調整しなければならなくなり、若干 期末仕掛品および製品に含まれる材料消費量、 および勞働時間は實際によつて計算せざるを得ないことにな

不便である。

and Standard Costs,p. 12)。これはどういう意味であろうか。恐らくはゴードンの誤解であろうと思う。この點を 額より多額のままに計算されて行くことになる。すなわち材料の期末棚卸高は、 際消費量以上となつているわけである。 ば前頁のごとくである。標準原價制度にあつては、期末の仕掛品および製品中の材料は標準消費量をもつて計算され 明らかにするために、原價要素をユニットとするドル價値法が適用できるように工夫した標準原價の計算例次を示せ 價値法でなく)を適用すると、評價增分が消去されると述べている(Accounting Research, Reprint Series 10, Lifo 品の標準原價が實際原價より高い場合において、原價要素をユニットとしたドル價値法(製品をユニットとしたドル ところでゴードンは、 この例では材料の貸方消費量差異が二○キログラム二○○圓生じており、期末の仕掛品および製品中の材料は實 「消費量差異が借方差異としてでなく、貸方差異として生ずる場合、すなわち仕掛品および製 この消費量差異を調整しない限り、期末の仕掛品および製品中の材料は實際

<u>=</u>	期末製品	期末仕掛品	期米材料	
720kg	200	100	420kg	数量
7,200回	2,000	1,000	4,200国	金額

であり、材料の期首棚卸高 (金額は期末棚卸高と同じ標準原價による)は、

<u> </u>	期首製品	期首仕掛品	期首材料
660kg	180	80	数 中 400kg
6,600四	1,800	800	4,000回

よる)は、それ以前の後入先出原價で評價されるのである。勞務費および間接費についてもこれに準じた計算がなさ であるから、期末材料の増加分六○○圓(7,200回-6,600回)は當期仕入分の標準原價一○、○○○圓と實際仕入原價 一一、○○○圓との比(すなわち價格指數)一一○%によつて實際原價に引直される。材料の期首卸高(標準 原 價に

れる。

うには、期末の仕掛品および製品中の材料、當期賣上品中の材料に差異を按分しなければならない。前揚例によれば、 である 要するに、原價要素をユニットとして計算しても、貸方能率差異の生じた場合における評價增分は除去されないの (能率差異を調整しない限り)。評價增分を消去するには能率差異の調整を要する。 材料の能率差異調整を行

調整率は次のごとくである。勞務費及び間接費の能率差異調整もこれに準ずる。

基準量の決定が客観的に行われ難いという缺點を持つのである。そこで後入先出法の長所と基準棚卸法の長所を併せ 法が臨時的に認めた方法であつた。 原始原價を囘復する方法である。この方法は、今次大戰後の一九四八年から一九五〇年までの間においてアメリカ稅 が生じても、 のを極力防止しようとする考案であるが、一グループに喰込が生ずれば棚卸資産損益が顯現してしまう。 法は、計算單位をなす棚卸資産グループを Unit cost lifo の場合よりも、廣げることにより、 後入先出法によると、年度末現在喰込が生ずると、 とる方法が提案されている。 價格變動損益の排除に關して、 「棚卸資産損益を顯現せしめない點では基準棚卸法の方が優れているのであるが、その代り、 その一つは、 後入先出法が基準棚卸法に劣る點は、 後入先出法を採用する場合に喰込分を時價評價し、 棚卸資産損益が經營損益に混入してしまうことになる。 棚卸資産の喰込が生じた場合にあらわれる。 この缺陷があらわれる これを補充した場合に この方法は 一たん喰込 ドル價値

額とし、 期首の棚卸資産在高を經營にとつて必要な在高とみとめ、期末在高のうち期首在高に相當する部分は期首と同じ評價 時價評價額を差引いた金額を期末在高とするのである。拘束在高法は、 基準棚卸法のように經営の持續に必要な最低在高 第二の考案は、 超過部分は期末の時價で評價し、 第一部の末尾で一言した拘束在高法である。 逆に期末在高が期首在高に喰込んでいる場合には、 (基準棚卸高) シュマーレンバッハによれば、 の決定とか、 期末棚卸數量のうち期首棚卸數量に相當する 最低價格の決定とかは問題にされない。 期首在高から喰込分の 拘束在高法のもとでは、

の點、シュマーレンバッハの説明は明らかでないが、恐らく次のような計算になるものと考えられる。 その評價を、形式上、最初の評價額(拘束在高法採用年度の期首評價額)に戻さない點において異なるのである。こ 異なる。超過分及び喰込分に時價を付する點で、拘束在高法は基準棚卸法に類似しているが、喰込分が囘復されても、 部分に對して期首評價額を適用する點で後入先出法に類似しているが、超過分及び喰込分に時價を付する點において

第3期々首在高 3	第2期々末在高 5	第2期々首在高 7		第1期々末在高 7	第1期々首在高 (
530t	30t	730t		730t	600t
	 [•	-		
	-200t	7.30t	1300	600t	
@27.45頃	@40M	@30.89E	(#)SOE	@30M	@30图
14,550周	一8,000圓	22,550 ©	22,550回	18,000回	18,000周
	530t @27.45FII	530t {—200t @40回 530t @27.45回	730t	730t	730t { 600t @30囲 130t @35回 730t @30.89回 530t { 730t @30.89回 530t { —200t @40回 530t @27.45回

とする。第三期末には、期首より一七○t增加しているから、これを期末時價の四五圓で評價する。この七○○tの ○○t減少しているから、これを期末時價の四○圓で評價し、期首棚卸額二二、五五○圓から差引いた金額を棚卸額

第一期末には、棚卸敷量が増加しているから、増加分を期末時價の三五圓で評價する。第二期末には、期首より二

評價額は計二二、二○○圓である。第一期々首における六○○t一八、○○○圓との差額は、

第3期末 700t 22,200四 第1期首 600t 18,000回

100t

4,200回

の六○○tを基準量とし、單價三○圓を基準單價として、基準棚卸法を適用するならば、第二期末の棚卸額は、 であり、拘束在高法採用時の棚卸敷量六○○tを超える一○○t分の評價はt當り四二圓となる。假りに第一期々首

第2期末 530t { 600t @30回 18,000回 2,800回 -2,800回 15,200回

となり、第三期末の棚卸額は、

第3期末 700t {600t @30閏 18,000閏 18,000回 4,500回 22,500回

手持高の取得價額を損益計算から中和化するにあるが、基準棚卸法には基準量及び基準價格の決定が恣意的になると となるのである。拘束在高法の結果はこれとやや異なるのである。拘束在高法の趣旨は、基準棚卸法と同じく、必要 いう缺點をもつのに對して、拘束在高法はこの缺點をさけて、しかも近似した結果に到達する、優れた考案であると

いえるであろう。

この方法は、喰込量及び超過量を時價(再調達原價)で計算する點では、原價主義會計から離脫することになるが、 橋大学研究年報商学研究

な問題とすることはないであろう。この拘束在高法に限らず、基準棚卸法でも喰込分の囘復を許す後入先出法でも、 全體の棚卸量に對して喰込量とか超過量が少い限りにおいて、その部分に時價主義計算が適用されても、これを大き

政策をとることが必要とされる。かかる在庫政策と相まつてはじめて、基準棚卸法や拘束在高法や喰込の囘復を許す

後入先出法は、原價主義會計から著しく離脱することなしに、その實效を擧げる方法となり得るのである。

これを原價主義から著しく離脱せしめないようにするには、喰込量や超過量が年度末には常に僅少になるような在庫